第120回(R3.10.18)

参考資料 2

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(案)(参考資料)

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第8回(R3.10.13) 資料3

	資料名	頁
1	障害児通所支援の現状等について(第2回参考資料4(抜粋))	P1
2	児童発達支援センターの位置づけについて(第1回資料4)	P35
3	児童発達支援事業の現状と課題について(第2回資料5)	P42
4	放課後等デイサービスの現状と課題について(第3回資料6)	P51
5	令和3年度予算執行調査結果(第2回参考資料6)	P65
6	障害児通所支援の支援内容等のタイムスタディ調査結果(第2回参考資料5)	P69
7	障害児通所支援の給付決定の現状と課題について(第5回資料4)	P82
8	インクルージョン・障害児通所給付決定に係る関連資料(第5回参考資料4(抜粋))	P87
9	障害児通所支援の制度概要等	P98

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第2回(R3.7.5)

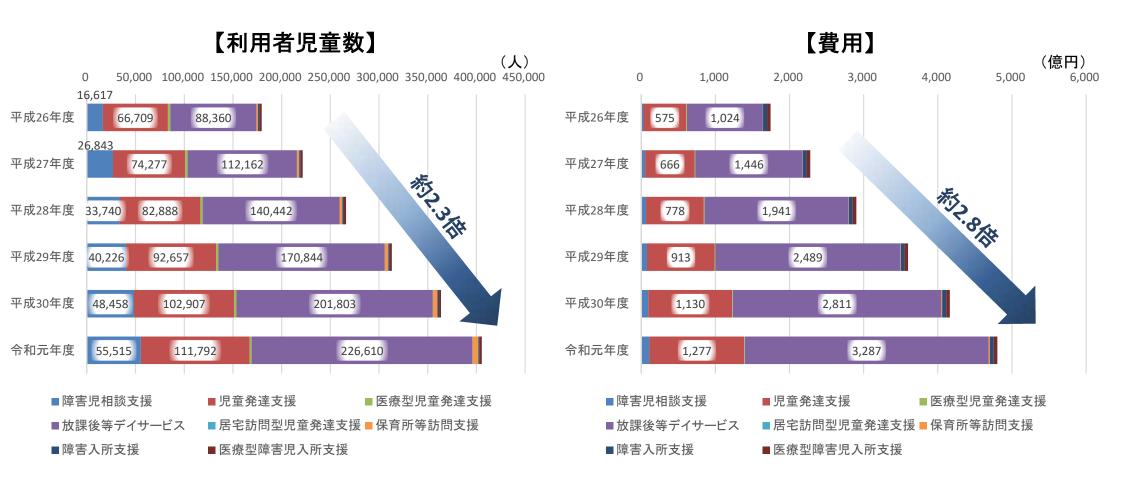
参考資料4(抜粋)

障害児通所支援の現状等について

(第1回検討会資料3にP11の資料を追加)

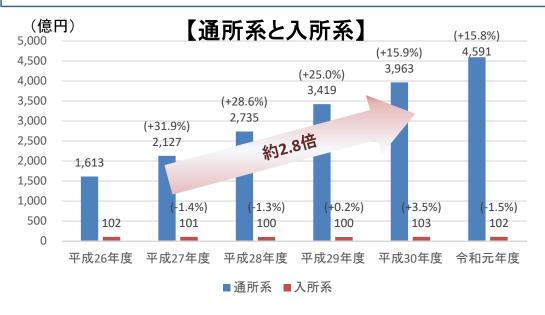
障害児サービスに係る利用児童数等の推移(サービス種類別)

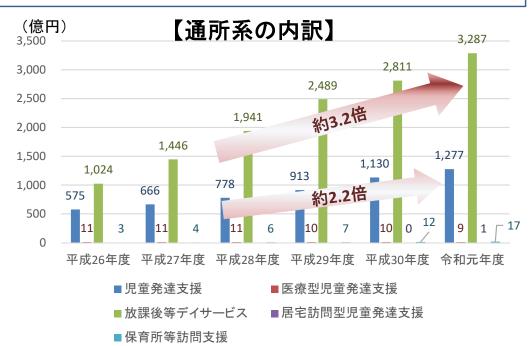
- 障害児サービスの利用児童数は、毎年、増加しており、それに伴い、費用も増加している。
- 利用児童数については、特に障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの占める割合が 大きく、また増加幅も顕著である。費用についても、特に児童発達支援、放課後等デイサービスの占める 割合が大きくなっている。

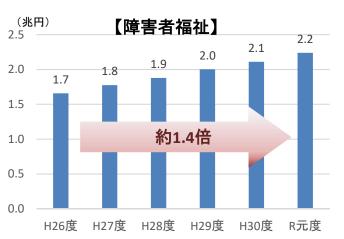


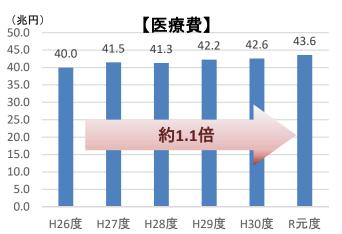
障害児サービスに係る費用の推移(他制度との比較)

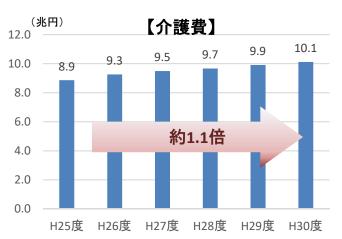
- 〇 障害児通所サービスの費用は、毎年、10%を上回る増加率で推移しており、他制度よりも大きな増加率 となっている。
- 〇 特に放課後等デイサービスと児童発達支援の総費用に占める割合は大きく、顕著に増加している。











[※] 医療費は、「概算医療費」(厚生労働省保険局)より。介護費は、「介護保険事業状況報告」(厚生労働省老健局)より。

障害児サービス費の伸びの分析について

○ 障害児サービス費について、利用者数と利用者一人当たり費用をそれぞれ見ると、ここ最近は、特に利用者数の増加が大きく寄与していることが考えられる。

【障害児サービス費の伸びの分析】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総費用(億円)		1,715	2,228	2,835	3,519	4,066	4,692
(1	申び率)		29.9%	27.2%	24.1%	15.5%	15.4%
	利用者数(万人)	16.4	19.7	23.4	27.4	31.6	34.9
	(伸び率)		19.5%	19.0%	17.2%	15.1%	10.7%
	一人当たり費用(万円/月)	8.7	9.4	10.1	10.7	10.7	11.2
	(伸び率)		8.7%	6.9%	5.9%	0.4%	4.2%
	(参考)報酬改定		0.0%	-	1.1%	0.47%	1.00%

- ※ 利用者数は、各年度の10月における利用者数である。
- ※ 報酬改定は、障害福祉サービス費も含んだ全体の改定率であり、参考値である。令和元年度は10月に+2.00%の改定を行ったため、令和元年度としては、 半分の+1.00%としている。

【(参考)一人当たり利用日数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一人当たり利用日数(日/月)						
児童発達支援	7.86	7.83	7.60	7.89	8.41	8.14
放課後等デイサービス	10.38	11.08	11.18	11.69	12.26	11.94

※ 一人当たり利用日数は、各年度の10月サービス分における数値である。

通級による指導を受けている児童生徒数と障害児サービス費(通所)の推移

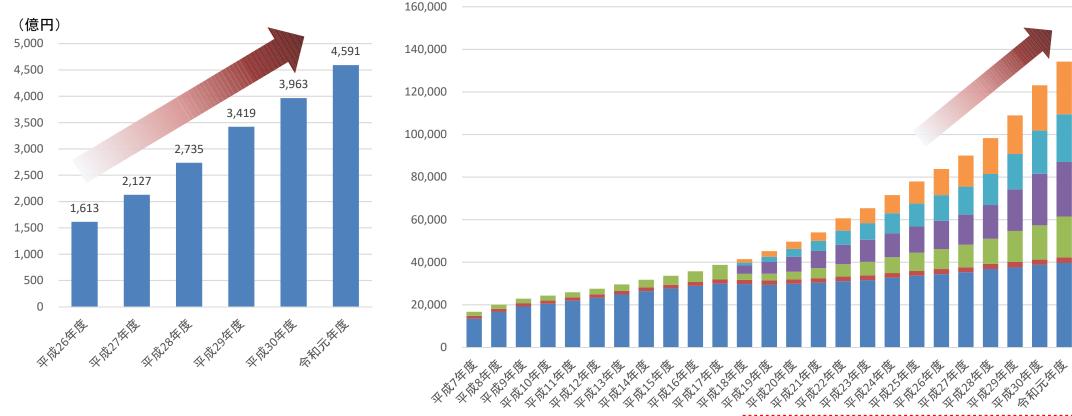
〇 障害児サービス費(通所系)については、平成26年度以降、増加を続けている。

(人)

○ 他方、通級による指導を受けている児童生徒数は、毎年増え続けてきており、近年特に、情緒障害、自 閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童の増加が目立っている。

【障害児サービス費(通所系)の推移】

【通級による指導を受けている児童生徒数の推移】



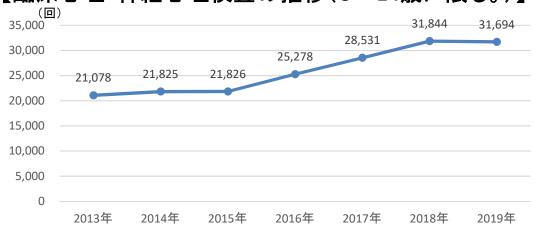
(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省)

- ※1 平成30年度から、国立・私立も計上。
- ※2 高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校分については平成30年度から計上。
- ※3 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程及び通信制高校も含む。

診療報酬の発達障害関係の算定回数の推移

○ 診療行為別の算定回数の推移を見ると、臨床心理・神経心理検査の算定回数は増加傾向にあり、子どもの心理・発達に関する特性把握の需要が年々増加していると言える。

【臨床心理・神経心理検査の推移(O~14歳に限る。)】



【診療行為別の算定回数の推移(O~14歳に限る。)】

(単位:回)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
臨床心理·神経心理検査小計	21,078	21,825	21,826	25,278	28,531	31,844	31,694
発達及び知能検査 操作が容易	6,205	5,931	5,680	6,125	6,418	6,628	6,079
発達及び知能検査 操作が複雑	6,555	7,049	6,635	7,440	7,793	8,530	7,971
発達及び知能検査 操作と処理が極めて複雑	2,971	3,773	4,107	5,198	6,181	6,791	7,315
人格検査 操作が容易	286	301	303	289	274	276	273
人格検査 操作が複雑	2,437	2,422	2,535	2,789	3,104	3,574	3,459
人格検査 操作と処理が極めて複雑	163	161	150	160	156	148	149
認知機能検査その他の心理検査 操作が容易	1,360	1,010	1,193	1,285	1,594	1,995	2,390
認知機能検査その他の心理検査 操作が複雑	311	312	438	348	305	287	281
認知機能検査その他の心理検査 操作と処理が極めて複雑	790	866	785	1,644	2,706	3,615	3,777

(出典)厚生労働省政策統括官「社会医療診療行為別統計」

[※] 数値は、各年6月審査分である。

(参考)通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文部科学省)について

〇調査対象

全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立小・中学校から小・中学校それぞれ600校を学校規模等に応じて無作為に抽出し、抽出した学校の各学年から原則男女5名の児童生徒を調査。(調査対象53,882人)

〇回収率

52,272人(97.0%)

〇調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

〇質問項目

- I. 児童生徒の困難の状況
- ①学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」)
- ②行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)
- ③行動面(「対人関係やこだわり等」)
- Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況

(参考)「Ⅰ. 児童生徒の困難の状況」の基準

- ①学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」) 「聞く」「話す」等の6つの領域(各5つの設問)の内、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 各質問項目は、該当度合により0~3ポイント。
- ②行動面(「不注意」「多動性ー衝動性」)
 「不注意」の設問群又は「多動性ー衝動性」の設問群のどちらか一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。
 各質問項目は、該当度合により0~1ポイント。
- ③行動面(「対人関係やこだわり等」) 該当する項目が22ポイント以上をカウント。 各質問項目は、該当度合により0~2ポイント。

(参考)通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文部科学省)について(調査結果)

(表)質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい 困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%(6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す	4.5%(4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6%(3.4%~3.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%(1.5%~1.7%)

学年別の結果

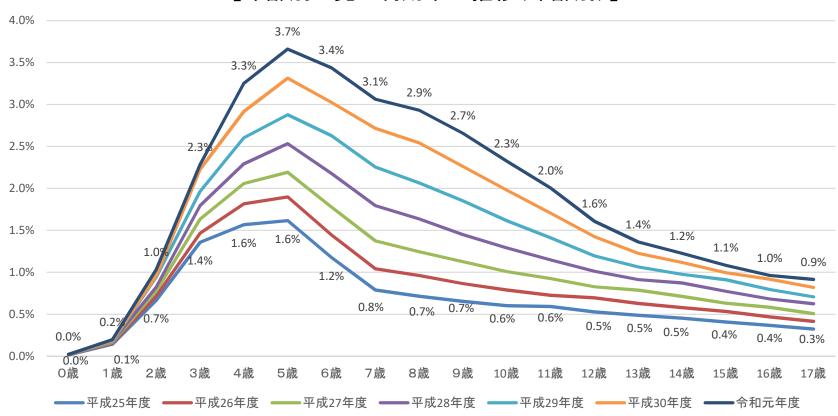
	推定値(95%信頼区間)
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)
第1学年	9.8%(8.7% ~ 10.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)
第4学年	7.8%(6.9%~8.8%)
第5学年	6.7% (5.9% ~ 7.7%)
第6学年	6.3%(5.6%~7.2%)

	推定値(95%信頼区間)
中学校	4.0%(3.7%~4.5%)
第1学年	4.8%(4.1% ~ 5.7%)
第2学年	4.1%(3.5%~4.8%)
第3学年	3.2%(2.7% ~ 3.8%)

年齢別に見た障害児サービスの利用率の推移

○ 年齢別に障害児サービスの利用率(人口に対する利用者数の比率)を見ると、どの年齢においても毎年増えている。

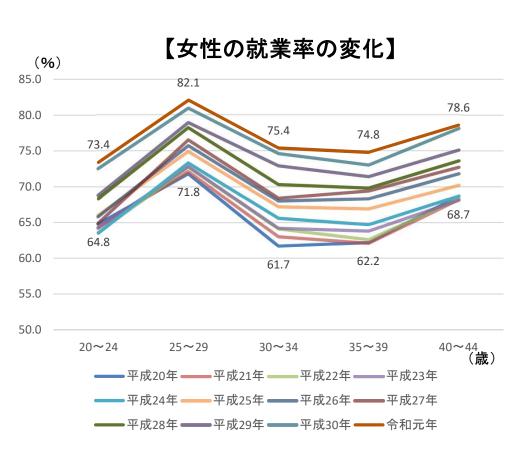
【年齢別に見た利用率の推移(年齢別)】



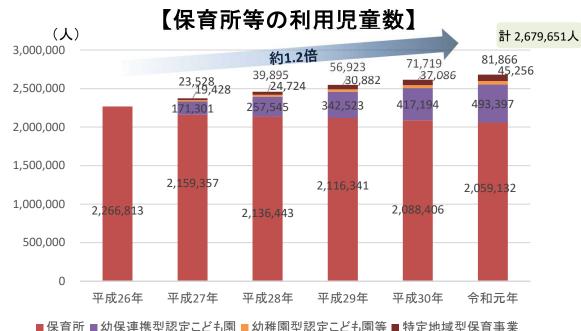
※ 利用率は障害児サービスの利用者数を人口で除したもの。利用者数は各年度の10月分に関するデータであり、人口は、「人口推計」(総務省統計局)より。

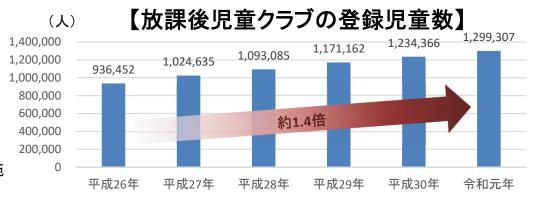
女性の就業率と保育所・放課後児童クラブの利用児童数

- 20~44歳の女性の就業率は、平成20年から令和元年にかけて、約10%程度上昇している。
- また、保育所等や放課後児童クラブにおける利用児童数も増加しており、児童に係るサービスのニーズ が増加する中で、障害児サービスのニーズも増加すると考えられる。

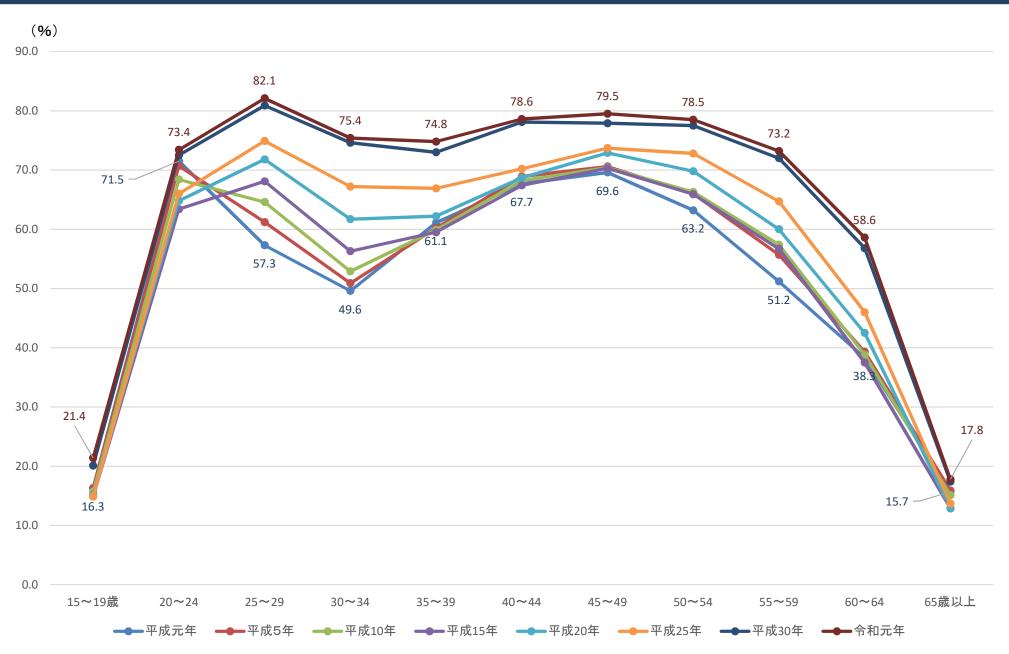


(出典)総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省子ども家庭局「保育所等関連状況取りまとめ」「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より。





(参考)年齢階級別に見た就業率(女性)の推移

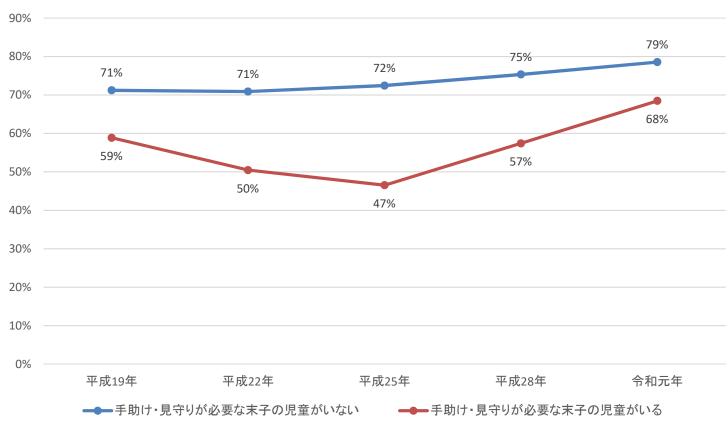


(出典)総務省統計局「労働力調査」

手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率の推移

○ 手助けや見守りが必要な児童(末子で6歳以上に限る。)を持つ母親の就業率は、手助けや見守りを必要としない児童の母親の就業率と比べて低いものの、平成25年以降、上昇してきている。



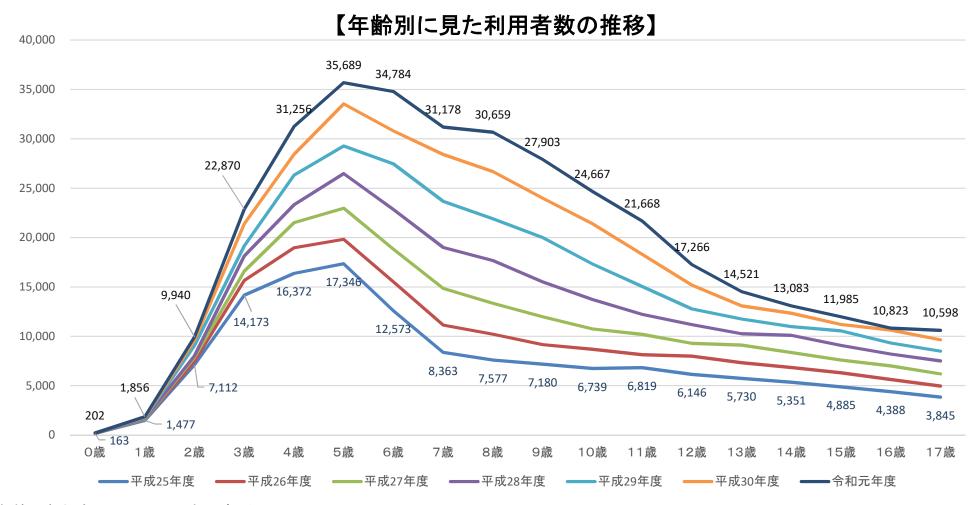


- (出典)「国民生活基礎調査」(厚生労働省政策統括官)について、障害保健福祉部において特別集計したもの。
- (注) 国民生活基礎調査では、「手助け・見守り」の有無を6歳以上の世帯員に対してのみ調査している。上記母親の就業率の数値は、6歳以上の末子の児童について、「手助け・見守りの必要がある」と回答のあった者の母親と「手助け・見守りの必要がない」と回答のあった者の母親を推計して集計したもの。

そのため、上記のデータにおいて、手助けや見守りを必要としない児童の母親であっても、末子の兄や姉について手助けや見守りを必要とするケースがあり得ることに留意が必要。

また、平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

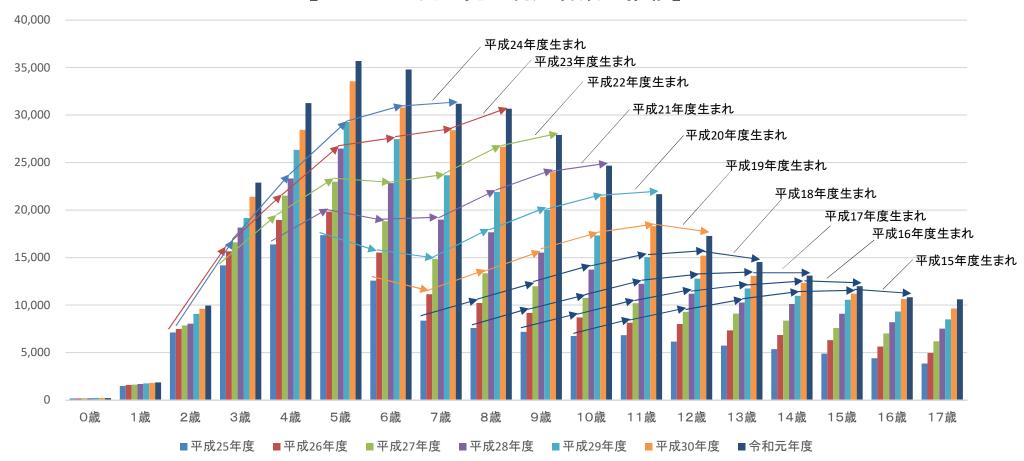
○ 年齢別に障害児サービスの利用者数を見ると、どの年齢においても毎年増えており、また、5歳児での利用者数が一番多くなっている。



コーホート別に見た利用者数の推移

- コーホート別に障害児サービスの利用者数を見ると、O歳から5歳までは増加していき、5歳以降若干減少することもあるものの、11歳~15歳くらいまで緩やかに増加していく傾向にある。
- また、ピークとなる年齢が徐々に下がってきているように見受けられる。

【コーホート別に見た利用者数の推移】

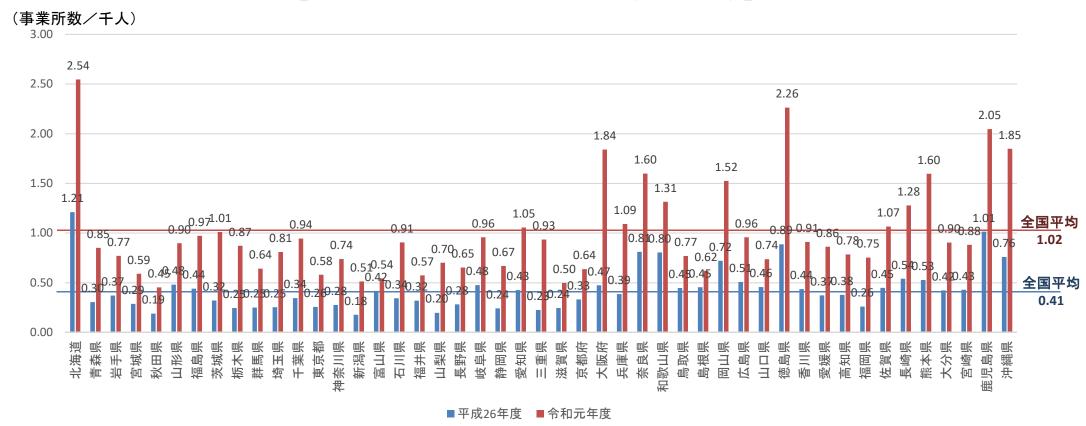


※ 数値は各年度の10月分に関するデータ。そのため、上記の「平成〇年度生まれ」とあるのは「平成〇-1年11月~平成〇年10月に生まれた児童」を意味している。

児童発達支援の事業所数の変化(都道府県別)

- 〇 児童(人口O~6歳の人口)1,000人当たりの児童発達支援の事業所数は、平成26年度から令和元年度 にかけて、多くの都道府県で2陪以上となっている。
- 〇 また、令和元年度において一番多い北海道(2.54事業所)と、一番少ない秋田県(0.45事業所)では、5倍以上の事業所数の密度の開きがある。

【児童1000人当たりの児童発達支援事業所数】

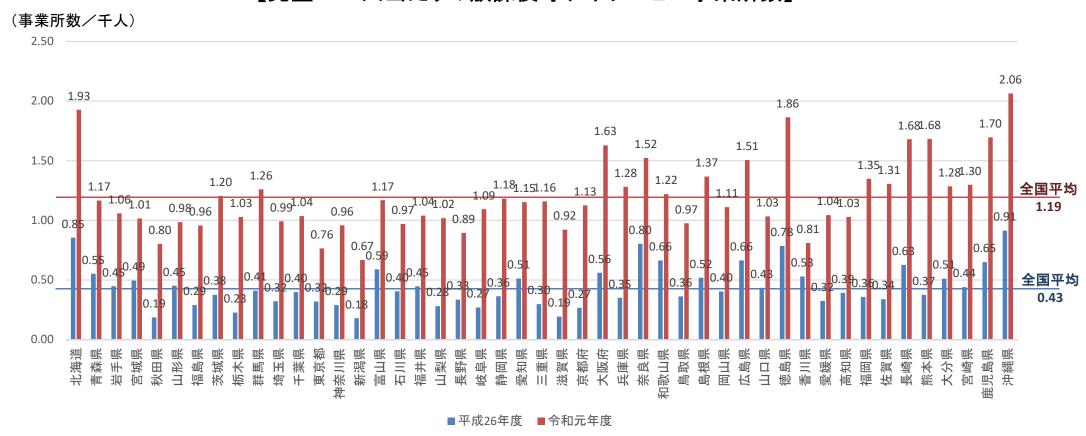


- ※ 上記の数値は、各年度の10月における請求事業所数を児童の人口(7歳から17歳の人口)で除して1000倍することで算出している。
- ※ 人口は、総務省統計局「人口推計」の10月1日現在の年齢階級別都道府県別推計人口を元に推計している。

放課後等デイサービスの事業所数の変化(都道府県別)

- 〇 児童(人口7~17歳の人口)1,000人当たりの放課後等デイサービスの事業所数は、平成26年度から令 和元年度にかけて、多くの都道府県で2陪以上となっている。
- また、令和元年度において一番多い沖縄県(2.06事業所)と、一番少ない新潟県(0.67事業所)では、3倍以上の事業所数の密度の開きがある。

【児童1000人当たりの放課後等デイサービス事業所数】

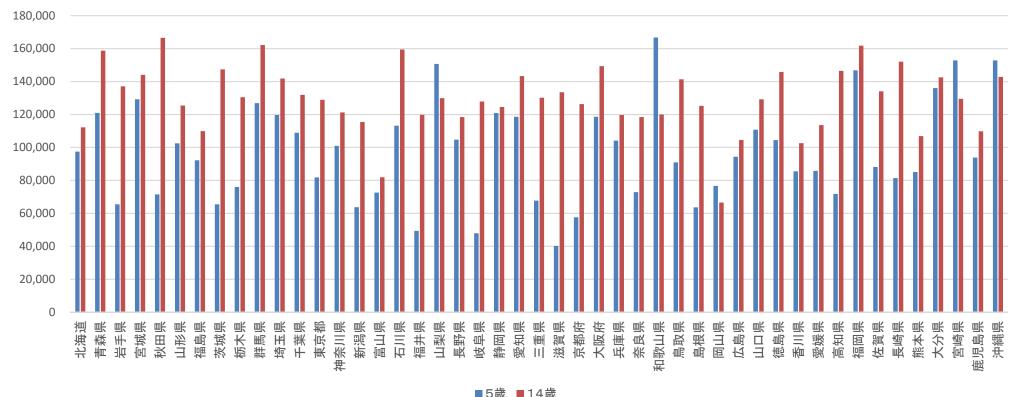


- ※ 上記の数値は、各年度の10月における請求事業所数を児童の人口(7歳から17歳の人口)で除して1000倍することで算出している。
- ※ 人口は、総務省統計局「人口推計」の10月1日現在の年齢階級別都道府県別推計人口を元に推計している。

都道府県別に見た一人当たりのサービス費(年齢別)

- 障害児サービスについて、都道府県別に、特定の年齢における利用者一人当たりのサービス費を見る と、地域ごとにばらつきがある。
- また、児童発達支援が主なサービスとなる5歳と放課後等デイサービスが主なサービスとなる14歳では、 地域ごとのばらつき度合も異なっている。

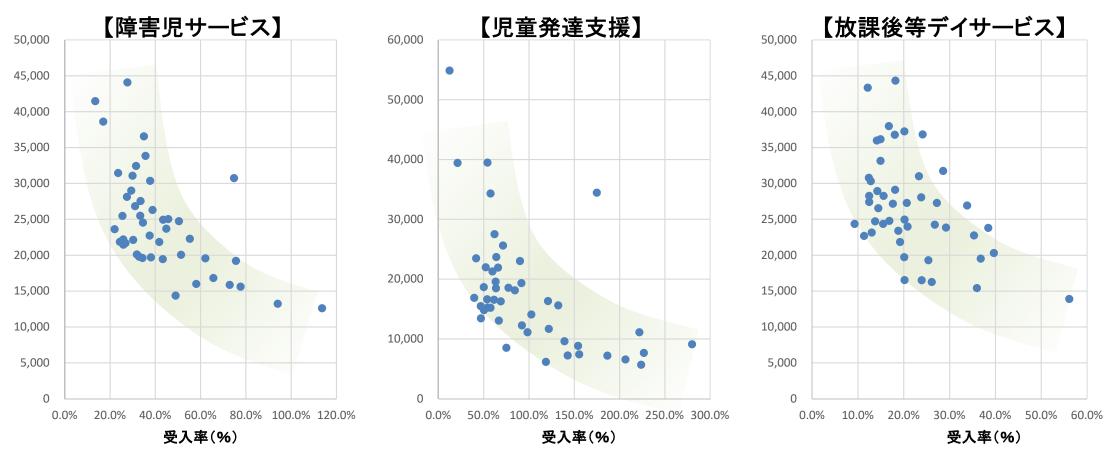
【障害児サービスにおける一人当たりの費用(5歳と14歳)】



障害児サービス費と一般施策における障害児受入数との関係

○ 人口一人当たりのサービス費と保育所・放課後等児童クラブでの障害児受入数を都道府県別に見ると、 障害児の受入率(障害児受入数・障害児サービスの利用者数)が高いところほど、人口一人当たりの サービス費は低くなっている。

【人ロー人当たりのサービス費と障害児の受入率との関係】



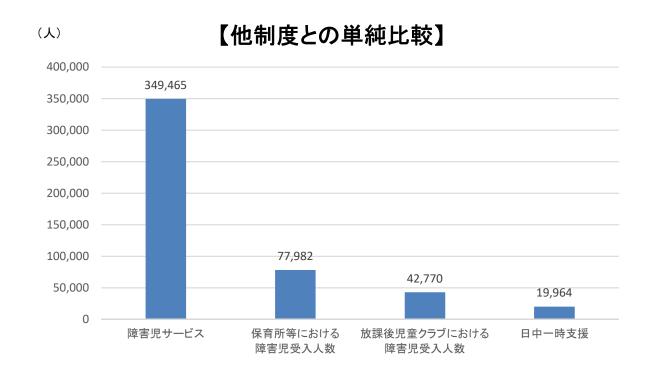
- ※ 人口一人当たりのサービス費は、令和元年度の費用を18歳未満人口で除して算出している。また、18歳未満人口は、総務省統計局「人口推計」の年齢階級 別都道府県別人口を基に推計している。
- ※ 障害児受入数は、保育所については令和元年度の数値(各自治体における多様な保育及び障害児保育の実施状況より。)、放課後等児童クラブについては令和元年5月1日現在の数値(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況より。)であり、また、障害児サービスの利用者数は、令和元年10月の利用者数である。

日中一時支援について

- 日中一時支援は、市町村が行う地域生活支援事業における任意事業の一つに位置づけられている事業 である。
- 平成29年度の実施状況は、アンケート調査において回答のあった1104自治体のうち959自治体が実施しており、利用者数は、47,654人であり、そのうち障害児は、19,964人であった。

【日中一時支援 利用者数】

年齡区分	利用者数
7歳未満	2,790人
7~13歳	7,968人
13~15歳	2,979人
15歳以上	6,227人
合計	19,964人



- ※ 障害児サービスの利用者数は、令和元年10月の利用者数である。
- ※ 保育所等における障害児受入人数は、令和元年度の数値(各自治体における多様な保育及び障害児保育の実施状況より。)、放課後児童クラブにおける 障害児受入人数は、令和元年5月1日現在の数値(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況より。)である。
- ※ 日中一時支援の実利用者数(平成29年度)は、平成30年度推進事業(地域生活支援事業の実施状況(実態)及び効果的な実施に向けた調査研究)により、 1104自治体から回答があり、それを集計したもの。

(参考)年齢別に見た障害児サービスの利用者数の推移

(単位:人)

実利用者数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
平成25年度	163	1,477	7,112	14,173	16,372	17,346	12,573	8,363	7,577	7,180	6,739	6,819	6,146	5,730	5,351	4,885	4,388	3,845
平成26年度	170	1,581	7,478	15,652	18,959	19,822	15,510	11,130	10,209	9,162	8,689	8,132	7,994	7,322	6,834	6,305	5,624	4,954
平成27年度	183	1,611	7,858	16,600	21,508	22,971	18,820	14,840	13,340	11,984	10,750	10,193	9,282	9,102	8,350	7,585	7,006	6,188
平成28年度	183	1,676	8,040	18,137	23,322	26,475	22,831	18,993	17,660	15,514	13,732	12,227	11,182	10,252	10,102	9,077	8,193	7,510
平成29年度	224	1,753	9,062	19,154	26,326	29,268	27,461	23,656	21,901	20,004	17,323	15,033	12,764	11,746	10,968	10,545	9,324	8,490
平成30年度	225	1,795	9,598	21,389	28,432	33,536	30,801	28,411	26,677	23,991	21,397	18,301	15,189	13,076	12,337	11,202	10,637	9,638
令和元年度	202	1,856	9,940	22,870	31,256	35,689	34,784	31,178	30,659	27,903	24,667	21,668	17,266	14,521	13,083	11,985	10,823	10,598

[※] 上記の数字は、各年度の10月における利用者数である。

(参考)児童発達支援の請求事業所数の推移

_				Ī	1						T		1
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北海道	333	380	440	507	571	627	滋賀県	23	24	27	35	38	43
青森県	20	23	28	31	40	49	京都府	48	52	59	67	78	84
岩手県	25	27	27	33	37	45	大阪府	239	352	501	670	778	862
宮城県	38	37	49	51	56	71	兵庫県	127	161	194	218	307	326
秋田県	9	10	14	16	16	18	奈良県	61	65	80	89	95	109
山形県	29	28	34	32	39	47	和歌山県	42	43	49	51	55	61
福島県	45	52	57	66	82	90	鳥取県	15	18	21	21	20	24
茨城県	53	66	93	115	137	150	島根県	18	15	17	17	18	23
栃木県	28	30	43	66	81	89	岡山県	83	97	114	133	145	161
群馬県	28	31	39	49	58	64	広島県	88	95	107	119	133	152
埼玉県	106	135	187	237	276	318	山口県	35	39	40	44	49	51
千葉県	121	152	198	247	274	311	徳島県	36	42	51	65	77	81
東京都	187	227	304	364	385	430	香川県	25	33	37	39	45	47
神奈川県	146	159	217	272	315	364	愛媛県	29	34	41	48	56	60
新潟県	22	23	34	41	48	56	高知県	14	17	18	23	26	27
富山県	24	23	27	28	27	28	福岡県	83	107	141	165	197	231
石川県	23	30	36	39	41	56	佐賀県	24	24	34	43	47	52
福井県	15	13	18	20	21	24	長崎県	44	52	69	85	91	95
山梨県	9	11	12	18	27	29	熊本県	59	69	96	121	147	167
長野県	34	36	43	52	64	70	大分県	29	35	38	41	44	55
岐阜県	57	61	69	88	99	103	宮崎県	30	35	42	46	54	56
静岡県	53	62	93	107	122	130	鹿児島県	105	123	150	164	178	194
愛知県	203	244	313	379	439	472	沖縄県	89	102	126	168	193	211
三重県	24	36	50	64	75	88	<u> </u>						·

[※] 上記の数字は、各年の10月における請求事業所数である。

(参考)放課後等デイサービスの請求事業所数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北海道	417	507	611	721	792	874	滋賀県	30	47	91	115	127	141
青森県	70	83	92	102	115	127	京都府	67	110	159	207	247	269
岩手県	56	68	80	100	107	118	大阪府	488	677	918	1123	1246	1335
宮城県	114	133	169	184	202	219	兵庫県	198	265	351	429	633	680
秋田県	17	21	37	42	52	63	奈良県	113	125	149	162	184	197
山形県	50	60	68	81	92	99	和歌山県	63	64	73	83	93	106
福島県	57	69	87	117	151	163	鳥取県	21	29	40	45	51	53
茨城県	111	143	202	253	299	332	島根県	35	45	58	70	78	88
栃木県	45	58	105	140	169	193	岡山県	79	96	125	159	189	206
群馬県	84	110	148	184	208	239	広島県	189	246	300	349	395	420
埼玉県	230	340	449	555	622	685	山口県	59	68	83	101	117	130
千葉県	238	325	425	496	550	603	徳島県	56	67	81	99	109	120
東京都	355	544	690	787	841	871	香川県	52	56	62	66	72	74
神奈川県	255	384	562	677	755	820	愛媛県	44	62	85	105	122	132
新潟県	40	56	74	90	111	137	高知県	27	32	43	57	60	64
富山県	62	73	91	98	110	113	福岡県	182	283	441	528	603	684
石川県	48	61	77	93	105	109	佐賀県	31	43	71	84	94	112
福井県	37	43	55	65	75	80	長崎県	88	113	142	169	198	217
山梨県	24	35	47	62	71	79	熊本県	69	107	168	222	258	297
長野県	73	85	118	140	160	180	大分県	58	67	93	107	119	140
岐阜県	58	94	151	195	210	220	宮崎県	51	62	90	115	127	142
静岡県	136	198	285	360	401	421	鹿児島県	110	146	184	209	243	273
愛知県	401	512	652	771	843	882	沖縄県	163	188	245	315	340	371
三重県	56	84	112	151	184	202					-		

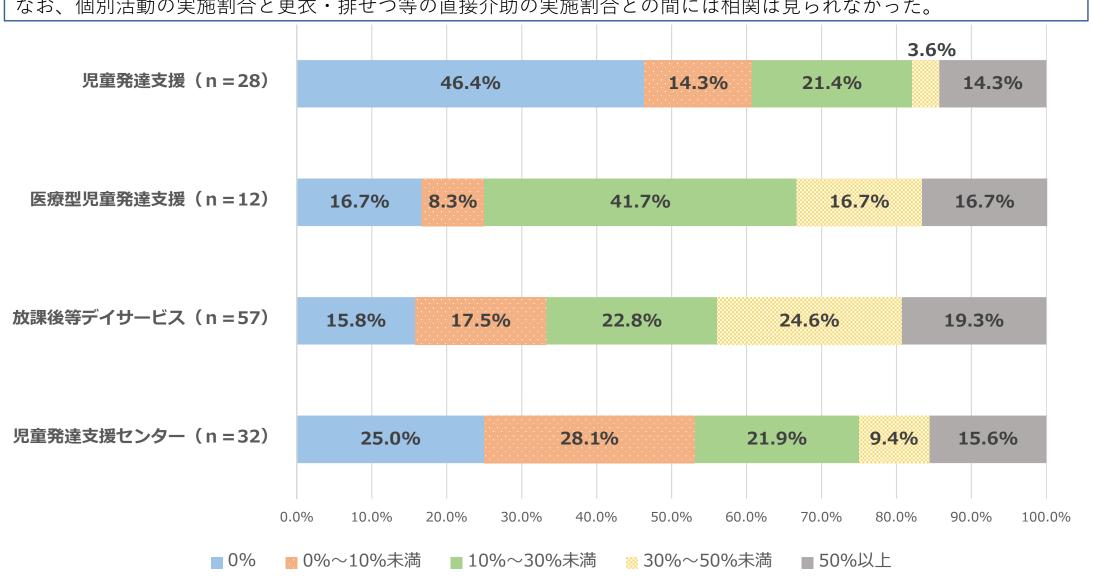
[※] 上記の数字は、各年の10月における請求事業所数である。

令和2年度障害者総合福祉推進事業 「障害者支援のあり方に関する調査研究 一放課後等デイサービスの在り方ー」 報告書より

障害児通所支援事業所における個別活動の実施状況①

事業所が提供する全活動時間に占める個別活動(児童1人に対し職員1人が対応する活動)時間の割合についてタイ ムスタディ調査を実施したところ、2割前後の事業所は個別活動を全く(0%)実施していなかった。 特に、児童発達支援事業所では約半数が個別活動を実施していない。

なお、個別活動の実施割合と更衣・排せつ等の直接介助の実施割合との間には相関は見られなかった。



令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-124

障害児通所支援事業所における個別活動の実施状況②

タイムスタディ調査から個別活動の具体的な内容をみると、遊びと食事・おやつの時間が多くを占める事業所が多かった。

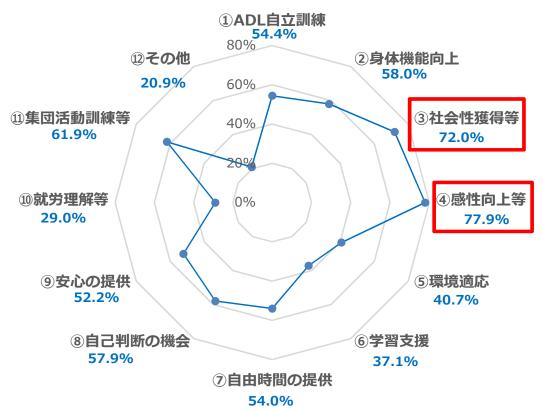
また、個別活動を多く(全支援時間の50%以上)実施している事業所では、専門的訓練と登降園準備等に多くの時間を割いている。

(個別活動全体に占める各活動の割合) 25.0% 20.0% 15.0% 10.0% 5.0% 0.0% 健康管理 音楽活動 体育活動 設定遊び 自由遊び その他 登降園準備等 軽作業・活動 食事・おやつ テレビ等視聴 0% ■ 0%~10%未満 ■ 10%~30%未満 ■ 50%以上

障害児通所支援事業所における保護者の利用ニーズ

障害児通所支援事業所を利用する児童の保護者に対して実施したアンケート調査では、③ 社会性やコミュニケーションスキルの獲得、④感性と表現力の向上を重視している保護者が多かった。

なお、母親の就労形態(正規・非正規の別、土日祝日勤務の有無等)との相関関係は見られなかった。



(各項目の内容)

- ① 基本的なADLの自立訓練
- ② 身体機能の向上
- ③ 社会性やコミュニケーションスキルの獲得
- ④ 感性と表現力の向上
- ⑤ 身近な環境へのかかわり
- ⑥ 学習教材や宿題等への取組、学習支援
- ⑦ 本人が自由に過ごせる時間の提供
- ⑧ 本人自身が将来や関心について考える機会
- 9 安心安全が確保されたリラックスできる場の提供
- ⑩ 働くことの理解や働く場との接点の提供
- ⑪ 集団での活動への慣れや訓練
- 12 その他

※ 複数回答可。各項目の選択率を%で表示

障害児通所支援事業所において提供されている主な発達支援等

令和2年度に障害児通所支援事業所に対して実施したタイムスタディ調査における発達支援等の提供時間(支援の提供総時間に占める各支援の提供時間の割合)は下表の通り。

	年齢		平日	B		1	木日	
	「 地」	短時間(4時間未満)利用	Ŧ	長時間(4時間以上)和	利用	短時間(4時間未満)利用	長時間(4時間以上	_)利用
児童発達支援	0~3歳	登降園準備等 19.	.4%	自由遊び	17.5% 16.6% 11.6%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)	
	4~6歳	設定遊び 19.		— -	19.6% 18.4%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)	
医療型児童発達支援	0~3歳	専門的訓練 19. 設定遊び 13.).1% 3.2%	昼寝・休憩	15.4% 13.4% 11.6% 9.5%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)	
	4~6歳		.1%	設定遊び 自由遊び	18.1% 15.8% 11.8% 10.0%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)	
児童発達支援センター	0~3歳		5.0%	食事・おやつ	20.9% 17.6% 11.7%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)	
	4~6歳	登降園準備等 20.	.8%	食事・おやつ	17.6%	自由遊び 23.4 食事・おやつ 15.7 登降園準備等 14.9 体育活動 11.9	6	
放課後等デイサービス	7~12歳	登降園準備等 17.	7.3% 7.7%	自由遊び 食事・おやつ	13.5%	専門的訓練 19.39	6 自由遊び 6 食事・おやつ 6 軽作業・活動	31.4% 10.7% 12.7%
	13歳~	自由遊び23.食事・おやつ10.	7.3% 3.6% 3.7% 3.2%	(調査に該当なし)		登降園準備等 13.4	6 自由遊び 6 軽作業・活動 6 食事・おやつ	25.3% 15.5% 11.4%

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 〇 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への 支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 〇 **令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率:+0. 56%** ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%(令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し (報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3)児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化(訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場における I C T の活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた 対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス 提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のための I C T の活用 (再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

医療的ケア児者に対する支援の充実(全体像)

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	が 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1 (新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
	5	女 看護職員加配加算の要件 緩和(重心事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点 以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見 直し。
	(7	を 看護職員の基準人員への 算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置 基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	を 看護職員配置加算の要件 緩和	(障害児通所支援と同様に)看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	京勤看護職員等加配加算 (Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する 区分を創設。
共通	サービス共通(短期入所・ 重度障害者包括支援・自立訓 練(生活訓練)・就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助、 児童発達支援、放課後等デイ サービス)	医療連携体制加算 改 一部 新	 ・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

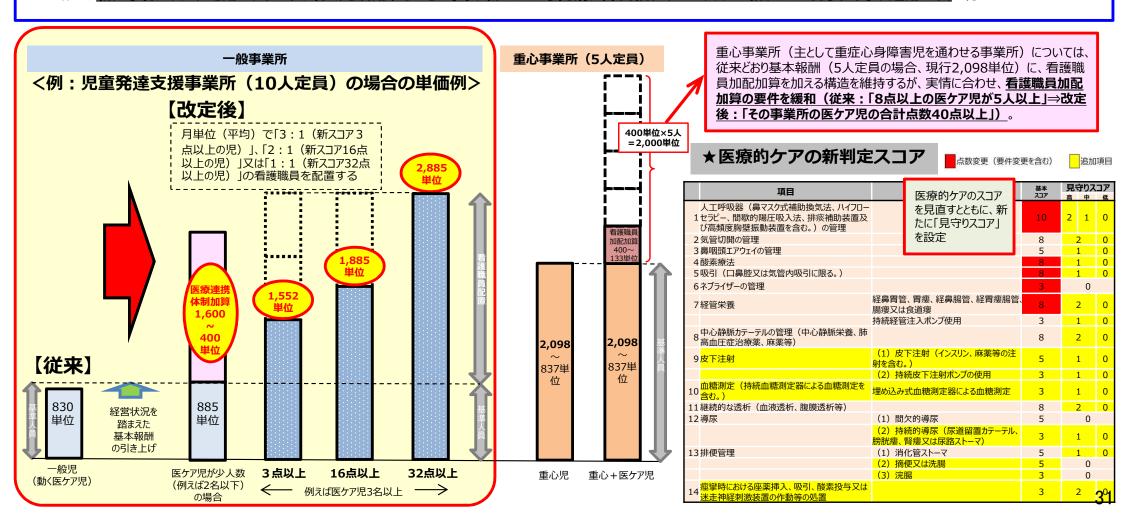
■ 看護職員の配置以外の改定項目 (再掲:詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で 強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
	(i	数 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上 で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。 30

医療的ケア児の基本報酬の創設(障害児通所支援)

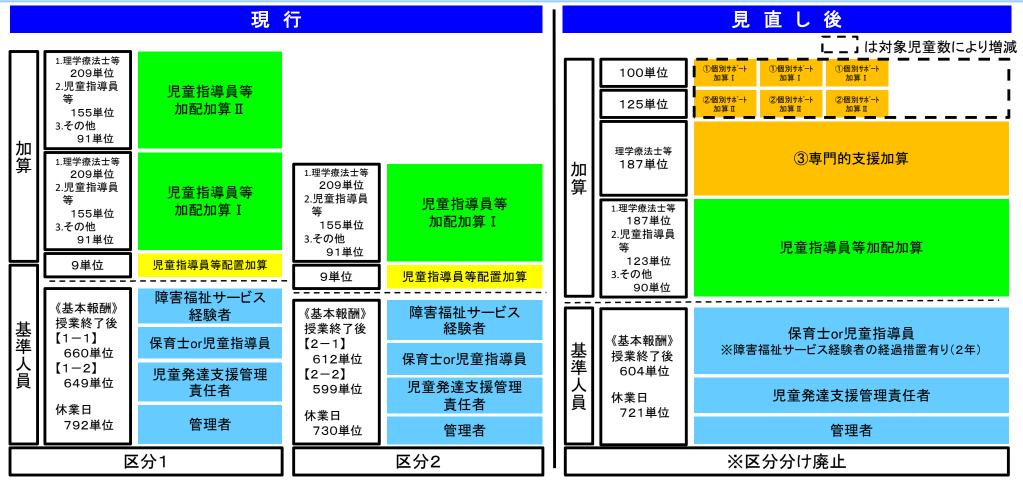
■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア(右下欄★)を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。
 基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3:1 (新スコア3点以上の児)」、「2:1 (新スコア16点以上の児)」又は「1:1 (新スコア32点以上の児)」の
 看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、**1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合(基本報酬では採算が取りづらい)であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**(※従来の看護職員加配加算を改組)
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。



放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

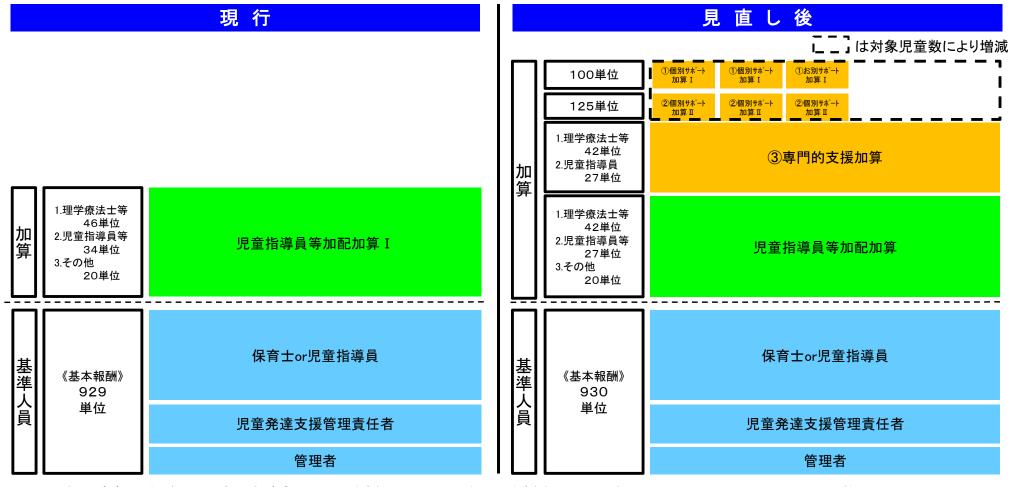
- 放課後等デイサービスについて、<u>現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法(※1)を改め</u>、<u>より手厚い支援を必要とする子どもに応</u>じて、きめ細かく以下の加算を算定。
 - ① 個別サポート加算 I : ケアニーズの高い児童 (著しく重度および行動上の課題のある児童) への支援を評価
 - ② 個別サポート加算 II : **虐待等の要保護児童等へ**の支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : 専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価(※2)
 - ん (※1) 現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定
 - │(※2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り)
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



- ※ 単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
- ※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援センターの報酬等の見直し

- 〇 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。
 - ① 個別サポート加算 I : <u>ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)</u>への支援を評価
 - ② 個別サポート加算 II : **虐待等の要保護児童等へ**の支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : **専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価(※)
 - (※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

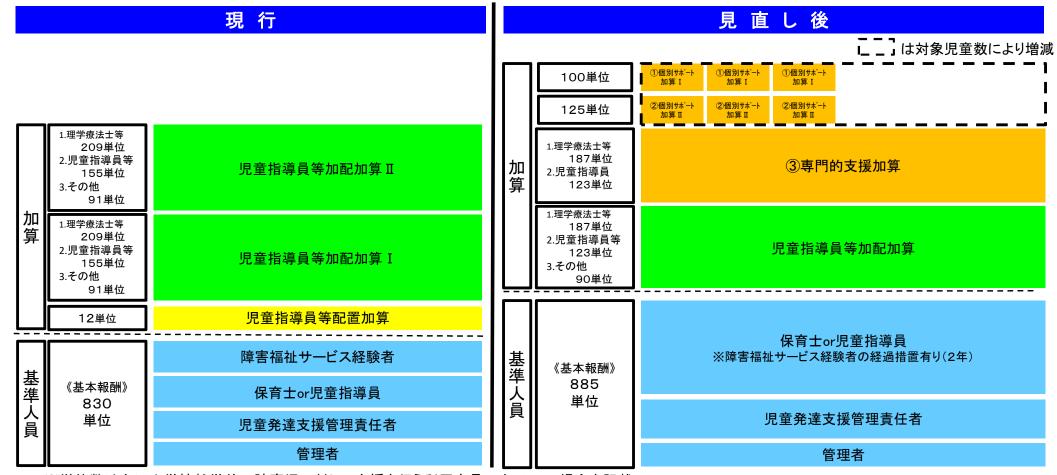


※単位数は障害児(難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く)に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所(センター以外)の報酬等の見直し

- 児童発達支援事業所(センター以外)について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援 を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。
 - ① 個別サポート加算 I : ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価
 - ② 個別サポート加算 II : **虐待等の要保護児童等**への支援について評価
 - ③ 専門的支援加算 : **専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価(※)
 - (※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員 を常勤換算で1以上配置した場合に評価
- また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し(障害福祉サービス経験者を廃止)を行う。(経過措置有り)
- さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。



※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

第1回(R3.6.14)

資料 4

児童発達支援センターの位置づけについて

1. センターの機能について

【現状】

- 児童発達支援センターは、平成24年の改正児童福祉法の施行により創設された。
- 平成24年当時の議論では、児童発達支援センターの役割は、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、 地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」と され、第二期障害児福祉計画の基本指針においても、
 - ①「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」を図った上で、
 - ②「地域における中核的な支援施設」として、一般の「事業所と密接な連携」を図るものとされている。
- また、障害の重度化や多様化に加え、要支援児童・要保護児童に該当する障害児や、不登校となった障害児など、様々な課題を抱え支援を必要とする障害児がいる。
- 一方、児童福祉法、指定基準や報酬告示では、こうした役割・機能が規定されておらず、こうした役割・機能の発揮が促される構造には必ずしもなっていない。
- 令和3年1月の児童発達支援の報酬の請求データでは、児童発達支援事業所は8,265事業所、利用児童は136,586人となっており、そのうち、児童発達支援センターは全体の約9%で児童発達支援センターの利用児童は約26%である。
- また、児童発達支援センターが1箇所以上設置されている市町村は35%(令和元年年末時点)となっている。

1. センターの機能について(続き)

【論点】

○ 地域における中核的な療育支援施設の役割・機能として、具体的にどのような取組が求められるか。

(検討の視点の例)

- 児童発達支援センターは中核施設として地域支援を担うことが期待されており、その機能として保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施することを想定してきたが、現在の児童発達支援センターの状況に鑑み、改めて地域において児童発達支援センターが担う中核機能はどのようなものがあるか。
- ・「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」は重要だが、児童発達支援センターと一般事業所の役割分担や地域での体制をどう構築していくのか。
- ・ 児童発達支援センターとして、児童発達支援センター以外の事業所が行う放課後等デイサービスに対してどのような役割・機能が考えられるか。
- インクルージョンに向けた支援について、地域において一般施策との連携を推進していく上で旗振り役としての役割が必要ではないか。
- 児童発達支援センターにどのような基準(特に人員基準)を設けることが考えられるか。

(検討の視点の例)

専門職の配置を必要と考えるか。専門職の人材確保の難しさも踏まえたとき、職種による専門性の確保が適当なのか、 個々の児童指導員等の経験等を重視すべきなのか。

等

児童発達支援センターと事業について

- 児童発達支援は、
- ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
- ②それ以外の「児童発達支援事業」

の2類型

(法) 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することが できる施設(と規定(予定)

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・『センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への 援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

児童発達 支援センター

<児童発達支援>

身近な地域における通所 支援機能

通所利用の障害児や その家族に対する支援

- ◇ センターは3障害に総合的に対応 することが望ましいが、専門機能 に特化したものでも可
 - 例 知的障害、難聴、肢体 不自由、重症心身障害、 発達障害等

《機能を横付け》 地域支援 保育所等訪 隨害児相談 問支援など 支援などの の実施(※) 実施(※) 【ワンストップ対応】

(※)必須とする方向

利用者の利便性を考慮

- ◆ センターで行う地域支援(相談) 支援等)は3障害対応を基本
- ◆対応困難な場合は、適切な機

医療機能

※医療型児童発達 支援センターの場合

児童発達 支援事業

2. 福祉型と医療型の分類について

【現状】

- 平成24年の改正児童福祉法では、通所施設について、障害種別による区分を無くし、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるよう、施設の類型を一元化したところであるが、肢体不自由児施設は、支援内容の一つとして「治療」が行われることのニーズを踏まえ、肢体不自由児を対象として「医療型児童発達支援」を創設した。
- 一方、その後の実態を見ると、医療型児童発達支援事業所の数は限られた数となっている(※1)。 こうした中、肢体不自由児には、
 - 医療型児童発達支援センターに通う場合は、医療機関と同一建物等の事業所が行う児童発達支援等の前後の時間でリハビリテーションを受ける
 - 医療型児童発達支援センター以外の場合は、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用しつつ、必要なリハビリテーションは医療機関で別途受けるといった支援がされている。
 - (※1) 児童発達支援事業所:8,265事業所、医療型児童発達支援事業所:89事業所、放課後等デイサービス:15,834事業所 (令和3年2月国保連データ)
 - (※2) 中には、医療機関が児童発達支援や放課後等デイサービスを行い、当該医療機関で別途リハビリテーションを行う場合もある。
- また、身近な地域に医療型児童発達支援センターがある場合、肢体不自由以外の障害児は、当該事業所以外で利用先を 探す必要が生じることとなる。
- 112345678999
 - ・ 福祉型児童発達支援センターは、児童指導員又は保育士の配置人数は、障害児4人に対して1人
 - ・ 医療型児童発達支援センターは、児童指導員・保育士の配置人数は、障害児の人数に関わらず、それぞれ1人ずつとなっている。また、報酬上も、福祉型と異なり、医療型は定員区分ごとの報酬が設定されていない。

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【これまでの議論①】

- 〇 障害児支援の見直しに関する検討会 (平成20年7月22日取りまとめ)
- 2. 就学前の支援策
- (3) 障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実

また、これらの障害児の通所施設については、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、<u>障</u>害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるようにしていく通所施設の一元化の方向で検討していくべきである。

その際、現在、診療所と一体的に運営されているもの、診療所と併設されて いるが独立して運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要と考えられる。

さらに、現在、障害児通園施設が複数の市町村ごとに設置され専門的療育の機能を果たしているとともに、児童デイサービスが各市町村ごとに設置され地域に密着した療育機能を果たしていることを踏まえ、一元化の在り方について検討していくことが必要である。

- 〇 障害児支援の在り方に関する検討会(平成26年7月16日取りまとめ)
- 3. 今後の障害児支援が進むべき方向(提言)
- (5)個々のサービスの質のさらなる確保
- ① 一元化を踏まえた職員配置、専門職の確保等

平成24年度から障害児通所支援及び障害児入所支援における一元化が行われたが、それまでの障害種別ごとの人員配置基準や報酬体系が残されている状況である。今後、障害種別ごとの専門性を維持することにも配慮した上で、人員配置基準や報酬体系の一元化についてもさらに進めるべきである。また、それにあわせて、各支援類型における支援の在り方や必要な人員配置について改めて検討すべきである。さらに、保育機能の充実を図る観点から、医療型児童発達支援センターの在り方についても併せて検討すべきである。

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【これまでの議論②】

- 「児童福祉法改正後の障害児通所支援の実態と今後の在り方に関する調査研究(P83より抜粋)」 厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業
- VI. まとめ ~改正児童福祉法の問題点と見直しへの提案~
- 6. 児童発達支援センターの標準的事業モデルについて

「一元化の大義」を追求するなら、どんな障害のある子どもも発達支援の基盤を保育機能に置くべきである。そのためには、保育士・児童指導員の配置基準を統一して「医療型」「福祉型」の類型を撤廃し発達支援の基本機能とする。加えて、障害児相談支援事業や保育所等訪問を必置事業として実施する(障害児相談支援事業はセンター外部に置くことが必要)。その上で、診療所をもてるセンターは、地域に開放する「地域の障害児医療センター」を設置し、医療専門職は診療報酬で賄う。診療所を設置できない児童発達支援センター・「事業」における医療専門職は、特別支援加算などで配置を進める。

- 〇 「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究(P34より抜粋)」 厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業
- Ⅳ. 児童発達支援の事業の課題と見直しに向けた提案
- 1. 児童発達支援センター
- 1)医療型児童発達支援センターの見直し

結果、医療型センターの多くには、未だに肢体不自由児や重症児などの従来から支援対象としていた障害のある子どもの比率が高く、<u>さまざまな障害のある子</u> どもが利用できにくく、かつ利用児は十分な保育を受けることができないなど、「一元化の目的」とは矛盾する実態となっている。

発達支援は、<u>通う施設によって支援内容が異なるのではなく、個々の子どもの発達状況や支援ニーズに合わせて提供されることが重要であり</u>、そのためには、 <u>医療型センターを見直し、「センター」として統一し、職員配置基準を統一し、</u>結果的に給付額の引き上げにつなげる必要がある。<u>診療所機能は分離して、「施設内診療所」から「地域の障害児医療センター」としての機能を担うことも必要</u>である。また、医療専門職は配置されているが、医師が常駐しておらず診療所を開放できない場合には、医療専門職も直接支援職員の「4:1」の中に算入すれば、職員配置上「センター」となることも容易であろう(その場合には「特別支援加算」として算定可能)。

- 〇「障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究(P195~196より抜粋)」 平成27年度総括研究報告書 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)
- 4. 提言
- 1) 発達支援を行う施設の一元化

平成24年の児童福祉法の改正は、発達支援を要するすべての子どもが、身近な地域において、障害の確定しない「気になる」段階からの発達・育児支援、地域の保育所や学校などで過ごす子どもへの専門的支援の提供といった、「施設と地域」「対象年齢」「障害確定の有無」の枠を外した大きな変革であったと考える。しかし、上記のように「発達支援を要するすべての子どもが身近な地域において、基本的な発達支援」を受けるためには、いくつかの課題が残っている。以下のいくつかの項目について提案する。

① <u>医療型児童発達支援センターは児童発達支援センター+地域に開かれた医療機関(診療所)として、機能の拡充を行い、知的障害、難病他、様々な発達支援を要する子どもの受け入れを図る</u>。なお、現在の医療型児童発達支援センターは大半が公立・事業団などの公的機関が実施しており、国の方針が明確になることが重要である。

また、基本ベースとなる発達支援に関しては一定のフラット基準を設け、個々の発達支援の内容(難聴の場合・重症児の場合・医療的ケアの必要な場合等)に関して加算をつけていくなどの仕組みの検討も必要と考える。

40

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【論点】

○ 現状を踏まえ、「福祉型」と「医療型」のセンターの在り方についてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・「福祉型」と「医療型」を統合する場合、支障(※)が想定されるか。
- 「福祉型」と「医療型」の分類を維持する場合、「医療型」に求められる役割は何か。
- (※)統合後の指定基準や報酬のほか、制度として「福祉型」と「医療型」を分けることによるメリット等があるかどうか。

第2回(R3.7.5)

資料5

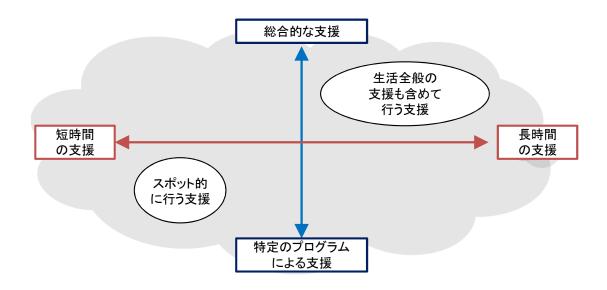
児童発達支援事業の現状と課題について

【現状】

- (1)児童発達支援の役割・支援内容等
 - 児童発達支援は法令上以下のとおり規定されている。
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - 第6条の2の2第2項 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で 定める施設に通わせ、<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練</u>その他の厚 生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号) 第4条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における 基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況 並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
 - 具体的な役割や支援内容は、「児童発達支援ガイドライン」において示しており(※1)、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、 各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることを求めている。
 - (※1)児童発達支援の提供すべき支援:大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。
 - ①本人支援・・・障害のある子どもの発達の側面から、<<u>〈「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・</u> 社会性」の5領域>において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。
 - ②<u>移行支援・・・</u>障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、<u>可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるように</u>し、 かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。
 - ③家族支援・・・家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。
 - ④<u>地域支援・・・支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携</u>すること。また、地域の子育て支援力を高めるための<u>ネットワークを構築</u>すること。

(1)児童発達支援の役割・支援内容等(続き)

- 現状、児童発達支援の支援内容や提供時間については様々(※2)となっており、典型的には、
 - ① 比較的長時間・生活全般にわたり、総合的な支援を児童発達支援から受ける場合
 - ② 保育所や幼稚園等に生活の主軸を置き、スポット的に児童発達支援を利用する場合
- があると考えられる(提供時間と支援の内容に着目すると、以下の図のような関係になるものと考えられる)。 また、中には、児童発達支援の報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等がされているという 指摘もある。
- (※2)個別支援や集団支援を織り交ぜた支援のほか、個別の活動に特化したもの(内容は作業療法、学習支援、運動など様々。集団支援であっても、「運動・感覚」 の支援を中心とするもの、「人間関係・社会性」の支援を中心とするもの等、様々な目的と手法により実施されている。



〇 また、財務省の令和3年度予算執行調査結果(令和3年6月29日公表)においても、全国的に様々な提供時間となっていることが示されている。

児童発達支援事業所(センター以外)の、平均利用時間別の事業所の分布を見ると、以下のとおりとなっている(n=4,624箇所)

「1時間以下」: 13.3% 「1時間超2時間以下」: 19.0% 「2時間超3時間以下」: 17.1% 「3時間超4時間以下」: 18.2% 「4時間超5時間以下」: 12.7% 「5時間超6時間以下」: 13.2%、

「6時間超7時間以下」: 4.7% 「7時間超」:1.8%

(1)児童発達支援の役割・支援内容等(続き)

- 指定基準やガイドラインでは、こうした提供時間や支援内容に応じた類型化はしておらず、報酬では、様々な支援について一律の単価(※3)としている。そのため、質の高い発達支援や、支援時間の長短による手間が適切に評価されていない可能性がある。
- (※3)障害児の障害特性等に応じた報酬の違いはあるが、支援内容等による違いは無い。

(2)児童発達支援の利用状況

- 子どもの出生数は減少傾向にあるところ、児童発達支援の利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約3.3倍となっている(このほか、20~44歳の女性の就業率は、平成26年から令和元年にかけて約7%程度上昇、保育所の利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約1.2倍(障害児保育の利用児童数は1.4倍という状況)。
- 〇 国保連データを見ると、児童発達支援の令和元年度における1ヶ月の利用日数の平均は約8日。また、財務省の令和3年度予算執行調査結果において、決定支給量(日数)別の利用者の分布を見ると、「5日」:20.3%、「10日」:15.9%、「23日」:26.6%となっている(注:母数は延べ95,394人)。利用時間別の利用者の分布を見ると、児童発達支援センターでは4時間超の利用が61.6%となっており、児童発達支援センター以外の事業所では4時間以下の利用が73.5%(2時間以下の利用は42.8%)となっている(この点からも児童発達支援の支援内容が、生活全般の支援も含めた支援(比較的長時間の支援)とスポットによる支援(比較的短時間の支援)と様々であることが窺える)。

(3)児童発達支援の利用に係る保護者のニーズ

- 令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」によると、保護者がサービス利用に際し重視している事項としては、保護者の就労形態(雇用形態、勤務日数)にかかわらず、「子どもの情緒や感性の発達を促進すること」等の項目が重視されており、「長時間預かってくれること」の回答割合は20.9%であった。
- 一方、「長時間預かってくれること」の回答割合について、4歳から6歳の子どもの保護者で、保育所・認定こども園・幼稚園との併用の有無に分けて見ると、併用が有る保護者の回答割合: 10.4%(n=251)、併用が無い保護者の回答割合: 28.1%(n=267)と、保育所等を併用していない保護者の方が「長時間預かってくれること」を重視していた。
 (注)この集計上は就労の有無で分けていないので、就労を背景として「長時間預かってくれること」が選択されているかは確認できない。
- 〇 財務省の予算執行調査結果によると、7時間超の利用者の分布は、児童発達支援センターで4.6%、センター以外の事業所で3.2%となっている。

(4)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

(注)ここでは児童発達支援に係る論点を整理し、保育所等訪問支援等を含めた論点は別途整理することとする。

- 児童発達支援ガイドラインにおいて、障害児支援の基本理念に、「地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進と 合理的配慮」として、障害のある子どもへの支援に当たっては、<u>移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援</u> を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められることを示すとともに、報酬に おいても、利用児童が保育所等に<u>移行したときに加算(※4)を算定できる</u>こととしている。
- (※4)保育・教育等移行支援加算(障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に500単位を加算(1回のみ)。令和2年度の算定者数合計:262人(国保連データ。注:児童発達支援の利用児童数は118,850人(令和2年度平均))
- 児童発達支援事業所がインクルージョンを推進していく上では、保育所等との関係性の構築や、移行に当たっての支援が不可欠となるが、児童発達支援ガイドラインで移行支援についてねらいや支援内容が示されているところ、具体的にどのような方法で保育所等との連携等に取り組むかについては各事業所に委ねられている。また、前述のとおり、児童発達支援には、現状、様々な支援・様々な事業所が存在しており、こうした取組も様々になっていることが想定される。

(4)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携(続き)

- 〇 児童発達支援事業所における保育所等との連携の状況を見ると、連携自体はされているが、ケースを通じた会議はそれ ほど多く実施されていない。(※5)
- (※5)連携している外部機関(保育所・幼稚園・認定こども園)(複数回答)87.1%に対して、外部機関を入れたケア会議(半年に1回程度)0歳~3歳(52.3%)、4歳~6歳(59.5%)。(出典:令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」)※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含んだ調査結果。

【論点】

(1)児童発達支援の役割・支援内容等

- ガイドラインに示す児童発達支援の役割・支援内容等に対して、現状の様々な実態を踏まえ、どう考えるか。
 - ・ 児童発達支援の役割・支援内容等を検討する前提として、ガイドラインにおける現在の4つの役割、本人支援における5 領域の支援について、見直すべき点があるかどうか。
 - ・ ガイドラインでは、「障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、<u>個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行う</u>ほか、子どもの発達の基盤となる<u>家族への支援に努めなければならない</u>。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(主に幼稚部及び小学部)等(以下「保育所等」という。)と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。」とされている。

このように①「個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた」本人への発達支援を行うべきとされ、②本人支援としては「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」 の5領域が示されている中で、現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(5領域を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)

- ・ 上記の点も含め、ガイドラインが示している児童発達支援のあり方が、個々の現場で浸透・準拠されているとは必ずしも言えない現状にかんがみ、ガイドラインで示している事項の位置付けをどう考えるか。(とりわけ、児童発達支援の役割・支援内容など根幹に関わる部分についてどう考えるか。)
- ・ また、こうしたガイドラインが示している児童発達支援の役割・支援内容等が適切に果たされるための報酬や基準等のあり方をどう考えるか。

(2)児童発達支援の利用に係る保護者のニーズ

- 児童発達支援は、障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を 提供するサービスであるが、保護者のニーズについて、どのように考えるか。
 - ・ 現に併行通園をしていない、又は難しい障害児も多い中、保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童に対する支援について、支援時間の長短による手間の適切な評価など、支援のあり方をどう考えるか。

(3)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

- インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携として、どのような取組が考えられるか。
- 〇 保育所等との連携を強化していく上で、<u>児童発達支援センターとセンター以外の事業所との関係性・役割分担等</u>について どう考えるか。

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例 (令和3年6月自治体アンケート結果・児童発達支援)

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見た場合に、管内の児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

- ① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの
- ② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの
- ③ (学習塾以外の)一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると見られるものといった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
通所した児童を自由に遊ばせて見守るだけで、個々の児童に応 じた支援が行われていない。	個々の児童の状況に合わせた個別支援計画に基づき発達支援を行うという事業趣 旨から外れていると思われる。
散歩するだけ、遊具やタブレットで遊ばせるだけ、DVDや動画を 見せるだけといった支援しか行われていない。	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練のいずれにも該当するとはいい難く、児童発達支援ガイドラインにある「『遊び』を通して職員が適切に関わり、具体的な支援を行うこと」にも合致しないと思われる。

等

②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
未就学児向けの早期学習塾とあまり変わらない内容のみで、1 回1時間程度の提供時間で運営を行っている。	一般の学習塾と変わらず、障害児への発達支援として実施する内容としては必ずし も適当とは言えないと思われる。(実際に同法人が一般の学習塾を経営しているケー スも多い。)
学習塾が児童発達支援事業所を経営しているが、塾と児童発達 支援等事業との線引きがなされているか外部から見るとわかり にくい。	塾と児童発達支援事業との線引きの問題のほか、塾の利用者を児童発達支援事業に勧誘していると考えられる(逆のパターンも)。内容も知育・学習等塾とかわらない内容のみとも聞き、安価で済む塾のような形となっていると思われる。

③習い事と変わらない支援を行っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
一週間に数回、1回あたり1時間程度で音楽(ピアノ)や絵画の技術を教えるだけである。	ピアノレッスンや絵画指導のみでは、本人の障害特性を総合的に把握し、支援内容を勘案することは困難ではないかと思われる。 また報酬算定の構造上、極めて短時間で報酬の請求ができてしまうため、報酬に見合っていない。
一般の英会話スクールのような指導のみを行っている。	英会話技術の教授だけでは日常生活における知識技能の付与とはいい難いと思われる。
1つのスポーツに限定した運動療法のみを行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいい難いと思われる。 また、一般的な運動療法ではなく、1つのスポーツに限定した運動療法は一般のスポーツ教室との差別化ができず、費用負担の面でも不公平であると思われる。

等

4その他の事例

運営・支援内容	理由			
近隣で畑を借りて種まき等の農作業のみをさせたり、調理のみを させることが恒常化している。	農作業や調理は体験としては有用だが、それのみを恒常的に実施していることが児 童の発達に必要な支援かどうか不明瞭であると思われる。			
サービス提供時間は1日6時間であるが、基本マンツーマンで利用児童が入れ代わり立ち代わりで入るため、一律に児童1人当たりの支援時間は45分~50分となっている。	極端に短時間の支援(30分以下)ではないが、短時間(1時間程度)の支援を前提にすることは、利用者目線に立ったサービス提供とは言えないと思われる。このような短時間の個別支援のみ行う事業所が増えているが、長時間の集団支援を行う事業所と報酬単価に差がないことに対する他事業所の不満を多く耳にする。			
支援計画が紋切型で作成されている。	児童ごとの個別の状況を検討して支援計画が策定されるはずだが、一律の支援計画に基づく一律の発達支援が行われていることが多く、個別支援が実施されているとはいい難いと思われる。			



第3回(R3.7.15)

資料6

放課後等デイサービスの現状と課題について

【現状】

- (1) 放課後等デイサービスの役割・支援内容等
- 放課後等デイサービスは法令上以下のとおり規定されている(障害児の<u>発達支援</u>の提供という点では児童発達支援と同様だが、支援内容について、学齢期の発達段階に見合った支援を提供することを念頭に規定がされている)。
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - 第6条の2の2第3項 放課後等デイサービスとは、<u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児</u>につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、<u>生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供</u>与することをいう。
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
 第4条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
- 「放課後等デイサービスガイドライン」は、「①総則」、「②設置者・管理者向けガイドライン」、「③児童発達支援管理責任者向けガイドライン」、「④従業者向けガイドライン」の4つで構成されており、放課後等デイサービスとして行う支援等については、「①総則」において、基本的役割、基本的姿勢及び基本活動を示している。

児童発達支援ガイドラインでは、未就学の障害児の発達支援(本人支援)の内容として、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援する旨を示しているが、放課後等デイサービスガイドラインにおいては学齢期の障害児の発達支援(本人支援)の内容について、こうした詳細は示されていない。

放課後等デイサービスガイドライン(抜粋)①

<基本的役割>

○ 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2 第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了 後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、<u>学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた</u>発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

〇 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできる だけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

〇 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

- ① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- ② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- ③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、<u>これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと</u>期待される。

<基本的姿勢>

放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、<u>子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務</u>に当たらなければならない。放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、<u>この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画(=個別支援計画)に沿って発達支援を行う。</u>

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるように支援する。また、友達と関わることにより、<u>葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援</u>する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

また、日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、<u>学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図る</u>ことが求められる。

また、<u>不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援</u>していく必要がある。

放課後等デイサービスガイドライン(抜粋)②

<基本活動>

基本的姿勢を踏まえ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせて支援を行うことが求められる。(※1)

① 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

② 創作活動

創作活動では、<u>表現する喜びを体験できる</u>ようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、<u>豊かな感性を培</u> う。

③ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、<u>子どもの社会経験の幅を広げて</u>いく。<u>他の社会福祉事業や地域において</u> 放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

④ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(※1)「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第4回(平成27年2月26日)の議論では、基本活動について、<u>事業所は基本的に4つの活動を提供することを前提に、「基本姿勢」にあるよう「一人ひとりの状態に即した」ニーズに沿って、複数を組み合わせて提供していくという意味</u>であり、事業者として4つのうち2つの活動を行っていれば良いという意味ではないこととされている。

(1) 放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

- また、放課後等デイサービスの対象は、就学後の6歳から原則18歳までとなっているところ、ガイドラインでは、<u>年齢に応じた取組等に係る記述はなく</u>、利用者の年齢に応じてどのような支援を行うかは、各事業所に委ねられている(なお、放課後児童クラブの運営指針では、年齢に応じて配慮すべき事項を示している)。(※2)
- (※2) 放課後児童クラブ運営指針(抜粋)
 - 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成 支援を行うことが求められる。

- (1)おおむね6歳~8歳の子どもへの配慮
- 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。
- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳~10歳の子どもへの配慮
- 〇 「9、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理 解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11 歳~12 歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- 思春期·青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- 放課後等デイサービスの指定基準や報酬は、これまで、以下のような見直しを行ってきた。
 - 利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援(例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ)を行う事業所が増えているとの指摘も踏まえ、従業者を児童指導員等にするなど指定基準を見直した。(平成29年4月)
 - ・「支援内容については、現在指標がないこともあり、評価に差が設けられていない。」との現状等を踏まえ、障害児の状態及びサービス提供時間に応じて基本報酬を分類した。(平成30年度報酬改定)。(※3)
 - ・ 極端に短時間(30分以下)の支援を報酬の対象外とし、また、支援内容や提供時間に関わらず、基準人以上の手厚い 体制により支援を行う事業所を評価する児童指導員等加配加算を見直した(令和3年度報酬改定)。(※4)
 - (※3)障害児の状態に応じた基本報酬の分類は令和3年度報酬改定で廃止している。
 - (※4)児童指導員等加配加算を算定している事業所の収支差率が、算定していない事業所の収支差率と比べて高い傾向にあるという実態が示されたことから、単価の見直し及び2人目の加配分の加算の廃止を行った。

(1) 放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

- なお、令和3年度報酬改定の際の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成員からは、
 - 家庭や社会が大きく変わってきている中で、放課後等デイサービスの伸びを見ていく必要があり、制度設立当初の役割 や期待されていることが変わってきているのではないか。
 - 学習塾や放課後児童クラブが担うべきことを、放課後等デイサービスで行われている場合もある。放課後等デイサービスがやるべきことをもう一度見直して構築する時期に来ているのではないか。
 といった意見があった。
- 放課後等デイサービスの提供の実態について、財務省の令和3年度予算執行調査結果(令和3年6月29日公表)を見ると、 平日の利用は授業終了後に行われるため、全体的に短時間の支援となっており、休日は全体的に長時間の支援となる傾 向が見られるが、一定数は短時間の支援となっている。(※5)

なお、令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究ー放課後等デイサービスの在り方ー」におけるタイムスタディ調査結果では、休日の短時間利用のケースの活動内容は、「専門的訓練」の比重が他ケースに 比べ高くなっている。

(※5) 放課後等デイサービス事業所の、平均利用時間別の事業所の分布

■ 平日(営業時間3時間以上の事業所) (n=10,315事業所)

「1時間以下」 : 5.3% 「1時間超2時間以下」:26.9% 「2時間超3時間以下」:55.8%

「3時間超4時間以下」: 12. 1% 「4時間超」 : 2. 6%

■ 休日(営業時間6時間以上の事業所) (n=9.281事業所)

「1時間以下」 : 6.9% 「1時間超2時間以下」: 4.9% 「2時間超3時間以下」: 4.4%

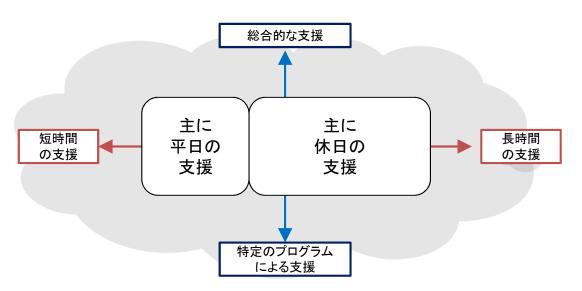
「3時間超4時間以下」: 5.2% 「4時間超5時間以下」: 6.4% 「5時間超6時間以下」: 30.9%

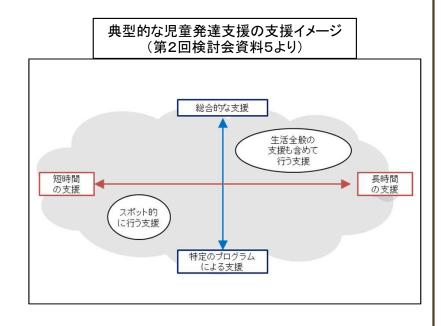
「6時間超7時間以下」: 22.6% 「7時間超」 :18.7%

(1) 放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

〇 児童発達支援と異なり、支援時間の長短には一定の傾向があるが、対象が就学児であることもあり、支援内容については、児童発達支援以上に様々となっている可能性がある。

〈1日当たりの時間に着眼したイメージ〉





- また、報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等がされているという指摘については、放課後等 デイサービスは、児童発達支援よりも多くの指摘が寄せられている。(※6)
 - (※6) 放課後等デイサービスについて事例が寄せられた自治体は、回答自治体全体の約61%(児童発達支援は約39%)。

(2) 放課後等デイサービスの利用状況

- 〇 子どもの出生数は減少傾向にあるところ、放課後等デイサービスの利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約2.6 倍となっている(このほか、20~44歳の女性の就業率は、平成26年から令和元年にかけて約7%程度上昇、通級による指導を受けている児童生徒数は平成26年度から令和元年度で約1.6倍、放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年から令和元年で約1.4倍(利用する障害児数は1.5倍)という状況)。
- 国保連データを見ると、放課後等デイサービスの令和元年度における1ヶ月の利用日数の平均は約12日。また、財務省の令和3年度予算執行調査結果において、決定支給量(日数)別の利用者の分布を見ると、「5日」: 6.3%、「10日」: 9.0%、「15日」: 9.4%、「20日」: 6.0%、「23日」: 42.7%となっている(注:母数は延べ193,379人)。利用者別の利用時間の分布を見ると、平日は4時間以下の利用が94.2%(うち、1時間超3時間以下の利用が73.0%、1時間以下は9.4%)となっており、休日は5時間超の利用が72.2%となっている。

(3) 放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

- 〇 令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」によると、<u>保護者がサービス利用に際し重視している事項</u>としては、保護者の就労形態(雇用形態、勤務日数)にかかわらず、「子 <u>どもの情緒や感性の発達を促進すること」等の項目が重視</u>されており、「長時間預かってくれること」の回答割合は20.9% であった。
- 一方、「長時間預かってくれること」の回答割合について、7歳から9歳の子どもの保護者の回答割合は26.5%(n=147)、10歳から12歳の子どもの保護者の回答割合は30.0%(n=100)、13歳以上の子どもの保護者の回答割合は34.1%(n=88)と、就学後は年齢があがるにつれて、「長時間預かってくれること」を重視している者の割合が多かった(なお、就学前の、4歳から6歳の子どもの保護者で、保育所・認定こども園・幼稚園との併用が無い保護者の回答割合は28.1%(n=267))。

(注)この集計上は就労の有無で分けていないので、就労を背景として「長時間預かってくれること」が選択されているかは確認できない。

(3) 放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ(続き)

○ 財務省の予算執行調査結果によると、平日の平均利用時間が3時間超(15~16時にサービスを開始すると仮定すれば、18~19時までの利用)の事業所は17.6%となっている(なお、「令和2年(2020年) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」によると、放課後児童クラブで、平日に開所しているクラブに占める、18時半を超えて開所しているクラブの割合は57.8%(令和2年7月時点))。

(4)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

(注)ここでは放課後等デイサービスに係る論点を整理し、保育所等訪問支援等を含めた論点は別途整理することとする。

- 放課後等デイサービスガイドラインにおいて、放課後等デイサービスの基本的役割として、「子どもの地域社会への参加・ 包摂(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保証する視点が求められるもの であり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て施策を、専門的な知 識・経験に基づきバックアップする「後方支援」(※7)としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との 連携を図りながら、適切な事業運営を行うこと」を示すとともに、報酬においても、利用児童が保育所等に<u>移行したときに加</u> 算(※8)を算定できることとしている。
- (※7)「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第3回(平成26年12月4日)の議論では、「後方支援」には、「① 発達支援が必要な場合、事業所で障害児を受け入れること。」、「② 放課後児童クラブでは出来ないこと、個別の発達支援など併行支援を行うこと。」、「③ 放課後児童クラブ等のスタッフをバックアップすること。」の3つの意味合いを含めているものとされている。
- (※8)保育・教育等移行支援加算(障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった場合に500単位を加算(1回のみ)。令和2年度の算定者数合計:67人(国保連データ。注:放課後等デイサービスの利用児童数は243,454人(令和2年度平均))
- 放課後等デイサービス事業所がインクルージョンを推進していく上では、放課後児童クラブ等との関係性の構築や、移行に当たっての支援が不可欠となるが、ガイドラインで基本的役割が示されているところ、具体的にどのような方法で放課後児童クラブ等との連携等に取り組むかについては各事業所に委ねられている。また、前述のとおり、放課後等デイサービスの支援の質自体に指摘がされているところ、現状では、様々な支援・様々な事業所が存在しており、こうした取組も様々になっていることが想定される。

(4)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携(続き)

- 放課後等デイサービス事業所における外部機関との連携の状況を見ると、連携自体はされているが、ケースを通じた会議はそれほど多く実施されていない(特に12歳以下)。(※9)
- (※9)放課後等デイサービス事業所が連携している外部機関(小学校:74.6%、特別支援学校/特別支援学級:86.4%等)に対して、外部機関を入れたケア会議(半年に1回程度)7歳~9歳(53.8%)、10歳~12歳(49.15%)、13歳~(34.0%)。(出典:令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」)※ケア会議の実施は児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含んだ調査結果。

(5) 放課後等デイサービスの対象について

- 放課後等デイサービスは、①学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している、②障害児 (原則18歳未満)に対して、③授業の終了後又は(学校の)休業日に行う支援である。
- 平成30年の地方分権提案により、「専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とする」ことが提案され、これまで、障害者部会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(※10)において、放課後等デイサービスの対象を専修学校(学校教育法第百二十四条)や各種学校(同法第百三十四条)に就学している障害児まで拡大することの是非を検討してきたが、前述のような放課後等デイサービスのそもそもの役割等を議論した上で検討すべきとされた。
- (※10)令和2年10月5日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、【論点】として、
 - ・ 学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
 - ・一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。
 - との両論をもとに議論を行ったところ、構成員からは、以下のような意見が示された。
 - ・ 放課後等デイサービスには、<u>学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよい</u>のではないか。
 - ・ <u>専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない</u>。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
 - そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
 - 学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

【論点】

(1) 放課後等デイサービスの役割・支援内容等

- ガイドラインに示す放課後等デイサービスの役割・支援内容等について、現状の様々なものがある状況を踏まえ、どう考えるか。
 - ・ ガイドラインにおいて、「①子どもの最善の利益の保障」、「②共生社会の実現に向けた後方支援」、「③保護者支援」という基本的役割のもと、基本的姿勢を踏まえた上で、「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」を複数組み合わせて行うこととされているところ、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」と比較し、学齢期の障害児の発達支援(本人支援)の内容が十分に示されているかどうか。
 - ・ 基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では、事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされていたところ、障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられるような事例も含めた現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(4つの活動等を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)
 - ・ 上記の点も含め、ガイドラインが示している放課後等デイサービスのあり方が、個々の現場で浸透・準拠されているとは必ずしも言えない現状にかんがみ、ガイドラインで示している事項の位置付けをどう考えるか。(とりわけ、放課後等デイサービスの役割・支援内容など根幹に関わる部分についてどう考えるか。)
 - ・ また、こうした<u>ガイドラインに示している放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるための報酬や基</u> 準等のあり方をどう考えるか。

(2) 放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

- 放課後等デイサービスは、障害児につき、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を提供するサービスであるが、保護者のニーズについて、どのように考えるか。
- 保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童に対する支援について、支援時間の長短による手間の適切な評価など、支援のあり方をどう考えるか。

(3)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

- インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携として、どのような取組が考えられるか。
- 学校(特別支援学校を除く。)や放課後児童クラブ等との連携を強化していくことについてどう考えるか。

(4) 放課後等デイサービスの対象者について

○ 放課後等デイサービスの役割・機能の最も中心的なものは、本人支援(発達支援)であると考えられるところ、現行制度では、発達支援が必要であったとしても、学校教育法第一条に規定する学校(具体的には高等学校)に進学しなかった(できなかった)障害児は対象とならない。

このような、<u>高等学校に進学しなかった(できなかった)18歳未満の児であって、通所による発達支援を特に必要とする障害児としてどのような具体像が想定されるか</u>。

- <u>また、上記に該当する障害児に対し、放課後等デイサービスにおいて発達支援を提供すべきか。また、その場合の留意</u> <u>点等はないか</u>。
 - ※ なお、現行制度では、児童発達支援は制度上18歳まで利用できることとされているが、令和3年3月の国保連データによると、利用児童の99%以上が7歳未満であり、児童の成長・発達支援に重要である同年代の児童同士の交流は困難である場合が多いと考えられる。
 - ※ また、現行制度では、15歳以上の児の場合、児童福祉法及び障害者総合支援法によるいわゆる「者みなし」により、生活介護を利用することが可能であるが、同様に、同年代の児童同士の交流は困難であると考えられる。
 - ※ 放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられ、ガイドラインにおいても放課後等デイサービス事業所と学校との連携するための取組(※11)を行うことを求めているが、こうした学校等との連携の必要性等についてどのように考えるか。
- (※11)放課後等デイサービス計画と「個別の教育支援計画」の内容を共有し合う、送迎時の対応についての事前調整、学校への行事の積極的な参加等。

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例 (令和3年6月自治体アンケート結果・放課後等デイサービス)

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見た場合に、管内の児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

- ① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの
- ② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの
- ③ (学習塾以外の)一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると見られるものといった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
児童にゲーム・DVD等を与えて遊ばせる、おやつを与えるといった支援しか行われていない。	単なる児童の"預かり"になっており、居場所の提供や保護者のレスパイト的な役割は果たせているかもしれないが、それだけでは放課後等デイサービスの基本方針である「生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援」を行っていないと思われる。
昼夜逆転している児童に対し、事務所のソファーで寝かせるだけに している。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援とはいい難いと思われる。



②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他に、同一法人において学習塾を運営している。学習塾とエリアは分かれているが、支援内容は学校の宿題が中心。	支援内容は学習支援ではあるが、障害特性に配慮した課題等が提供されている訳でもなく、学習塾や放課後児童クラブと同様の内容となっていると思われる。
学習塾を経営している会社が放課後等デイサービス事業所を運営しているが、学習塾の(一般児童向けの)教材やプリントをやらせようとするケースがある。	塾の教材やプリントでは、個々の障害児の特性に合わせた支援をすることは困難 だと思われる。
利用児童の受験対策や資格取得を目指すための指導を行っている。 中には進学率を売り文句にする事業所も存在する。	放課後等デイサービスは「生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流 その他の支援」を行う事業であり、学習塾や資格取得の学校ではなく、 また、私費で利用する学習塾と区別できないと思われる。

等

③習い事と変わらない支援を行っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他にフリースクールを運営している法人に おいて、同一の施設内でどちらのサービスも提供しており、支援内容 や活動場所も明確な線引きがない。	
プログラミングの技術指導を行っている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援の内容とはいい難く、偏った発達を促すおそれもあると思われる。
絵画のみ、サッカーのみ、音楽のみを実施している。 また、ICT訓練と称してパソコンやタブレットに慣れさせるだけの支援 を行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいい難く、一般的なカルチャース クール等と区別ができないと思われる。



4その他の事例

運営・支援内容	理由
サービス提供時間のほとんどを送迎が占めており、実質的に送迎を目的としたような利用形態である。	報酬に見合った発達支援の時間が確保できていないと思われる。
スキー場のスキー教室やボウリング場、カラオケや映画館に連日連れて行っている事業所や、 市民体育館等の利用が常態化している事業所がある。	単にレジャー施設で過ごしているだけと思われる事例もあり、利用児童の個別的な状態に沿った支援内容とはいい難いと思われる。また、主たる支援場所が指定を受けていない場所となるということは、障害児の安全に配慮した設備要件が有名無実化することになると思われる。
個別支援計画の達成目標について、具体性を欠き、目標達成のために何を行っているのかが不明瞭な状態となっている。また、どの利用者についても同じような達成目標となっており、それぞれの利用者に合わせた目標設定が行われているのかが不明瞭な場合がある。	支援内容が漫然かつ画一的となり、障害児の心身の状況等に応じた支援が提供できないおそれがあると思われる。
土日のプログラムとして、毎週のように入場料や利用料のかかる施設や小旅行に遊びに連れて行っている。	プログラムの内容から、もともと土日の利用予定でない利用者の利用希望もあるため、定員超過が生じがちとなっている。 また、毎週のように車で遊戯施設に出かけることで、家庭での余暇の過ごし方が身につかない恐れがあり、通常の児童の週末の過ごし方として不適当と思われる。
訓練のメニューとして近隣の店舗から「厚意で」軽作業を提供され、併せて「児童が達成感を得るため」として店舗から作業代金を受領しており、作業代金から消耗品費を差し引いた金額を児童に「お手当」として支給していた。	実質的な児童就労と見られかねないと思われるため。



総括調査票										
		調査対象 予 算 額		度:280,993 令和3年度:		• •				
府省名	厚生労働省	会計	նռ ᄉ ᆕ⊥		項	ßi	章害保健福祉	費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省	云訂	一般会計		B	障害児	入所給付費等	負担金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

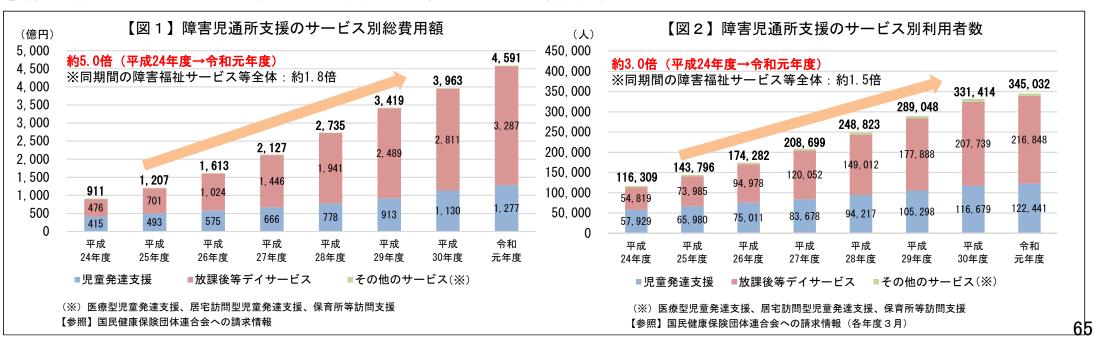
【事案の概要】

障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者に、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費 や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指し、児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の 指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等 を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や利用者数は、全体として近年増加してきているが、障害児通所支援について見るとその伸びは著しく、障害福祉サービス等全体の総費用額・ 利用者数の伸びを大きく上回っている。【図1、図2】

児童発達支援や放課後等デイサービスは、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みとなっていることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証する。また、利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異がないか検証する。



総 括 調 査 票

調查事案名

(17) 障害福祉サービス等(障害児通所支援)

②調査の視点

1. 放課後等デイサービス・ 児童発達支援におけるサービ スの利用状況

放課後等デイサービス・児童 発達支援の基本報酬については、 利用者ごとのサービス提供時間が 考慮されていないため、利用者 ごとのサービス利用時間等を分析 することにより、現行の報酬設定 の妥当性について検証を行った。

【調査対象年度】

令和元年度 (令和元年10月サービス提供分)

【調査対象先数】

- 都道府県
- 政令指定都市、中核市
- ・令和元年10月における児童発達 支援、放課後等デイサービス等 の利用者数が上位10位までの 市町村(特別区含む)

調査対象先数: 521箇所 回答数: 515箇所 回答率: 98.8%

③調査結果及びその分析

1-①. 放課後等デイサービスにおけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

放課後等デイサービスの報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを 踏まえ、通常より低い基本報酬が設定(または基本報酬が減算)されている。その一方で、<u>利用者ごとのサービスの利用時間は考慮され</u> ない報酬体系となっている。【表1】

【表1】放課後等デイサービスにおける営業時間別基本報酬

	平日(授美	業終了後)	休日(学校休業日)		
営業時間	3 時間以上	3 時間未満	6 時間以上	4時間以上6時間未満	4 時間未満
基本報酬	604単位	591単位	721単位	15%減算	30%減算

30%

20%

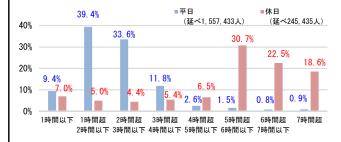
※重症心身障害児(以下「重心児」という)以外を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外の障害児に支援を行う場合。

※令和3年度報酬改定後の単価

(2) 利用者別・事業所別のサービス利用時間の実態

- ・利用者ごとの利用時間については、平日・休日ともに大きなバラツキがあり、<u>1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用</u> まで、多様な利用実態となっている。【図3】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、例えば休日における平均利用時間が7時間超の事業所が全体の約15%を占める一方、1時間以下の事業所も約5%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図5】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、<u>利用時間に大きな差異があった場合でも同額の</u> <u>報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある</u>。【図4、図6】

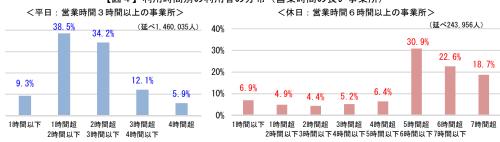
【図3】利用時間別の利用者の分布(全体)



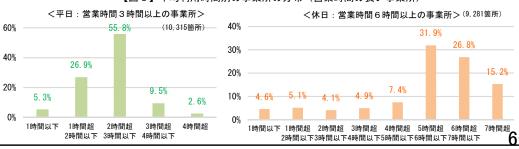
【図5】平均利用時間別の事業所の分布(全体)



【図4】利用時間別の利用者の分布(営業時間の長い事業所)



【図6】平均利用時間別の事業所の分布(営業時間の長い事業所)



総 括 調 査 票

調查事案名

(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

③調査結果及びその分析

1-②. 児童発達支援におけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

児童発達支援の報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、 基本報酬が減算される仕組みとなっている。その一方で、<u>利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている</u>。 【表2】

【表2】児童発達支援における営業時間別基本報酬

事業所類型	児童発達支援	児童発達支援センター(以下「センター」という) 児童発達支援センター以外(以下「その他の事業所			0事業所」という)	
営業時間	6 時間以上	4時間以上6時間未満	4 時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4 時間未満
栖辞本基	1,086単位	15%減算	30%減算	754単位	15%減算	30%減算

※「センター」は、重心児・難聴児以外を対象とする利用 定員30人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支 援を行う場合。

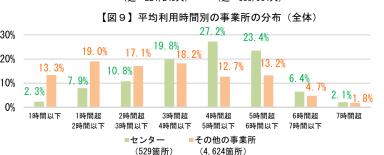
「その他の事業所」は、重心児以外(主に未就学児)を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。

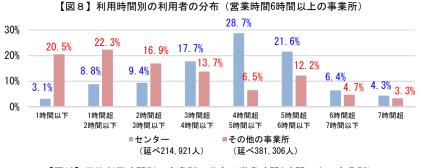
※令和3年度報酬改定後の単価

(2) 利用者別・事業所別のサービス利用実態

- ・利用者ごとの利用時間については、センター・その他の事業所ともに大きなバラツキがあり、<u>1時間以下の短時間利用から7時間を</u> 超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図7】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、特にその他の事業所では、平均利用時間が6時間超の事業所が全体の約7%を占める一方、1時間以下の事業所が約13%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図9】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、<u>現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の</u> 報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図8、図10】







【図10】平均利用時間別の事業所の分布(営業時間6時間以上の事業所) 30% 23.3% 20.2% 17.0% 13.6% 11.0% 6. 3% 4. 7% 2. 2% 1. 8% 8.0% 2.4% 1時間超 4時間超 5時間超 2時間以下 4時間以下 5時間以下 6時間以下 7時間以下 ■センター ■その他の事業所 (510箇所) (4.499箇所)

④今後の改善点・ 検討の方向性

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まえつつ、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討するべきである。



総 括 調 査 票

調查事案名

(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

②調査の視点

2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数 (支給量)については、市町村が利用 者の状態等を勘案して決定することに なっているが、市町村によって決定 された支給量に差異が生じていないか、 検証を行った。

【調査対象年度】

令和元年度

(令和元年10月において有効な支給 決定)

【調査対象先数】

- · 政令指定都市、中核市
- ・令和元年10月における児童発達支援、 放課後等デイサービス等の利用者数が 上位10位までの市町村(特別区含む)

調査対象先数: 474箇所 回答数 : 471箇所 回答率 : 99.4%

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定の状況

(1) 市町村における支給決定の考え方

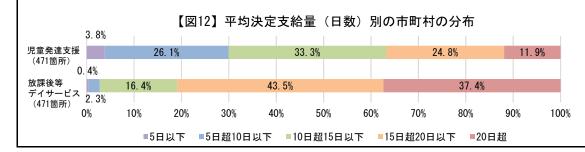
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数(支給量)を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。(平成28年3月7日厚生労働省通知)

(注) ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数 を超えて利用することが可能。

(2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなっている。特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることからも、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】

[図11] 決定支給量 (日数) 別の利用者の分布 42. 7% 40% 20% 15. 9% 19. 0% 8. 8% 9. 4% 6. 0% 3. 0% 3. 0% 5. 4% 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 (日) ■児童発達支援(延べ95, 394人) ■ 放課後等デイサービス(延べ193, 379人)



④今後の改善点・ 検討の方向性

2. 市町村における支給決定の状況

各市町村における支給量の 決定が、個々の利用者の発達 支援のニーズに沿ったものに なっているかどうか、その 妥当性を検証した上で、より 利用者のニーズに基づいた支 給決定を行うための具体的な 基準の設定を検討するべきで ある。

【表3】全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村

	児童発達支援 (471箇所)	放課後等 デイサービス (471箇所)
100%の 市町村	15箇所(3.2%)	17箇所(3.6%)
90%以上の 市町村	28箇所(5.9%)	63箇所(13.4%)
80%以上の 市町村	47箇所(10.0%)	101箇所(21.4%)
70%以上の 市町村	65箇所(13.8%)	168箇所(35.7%)
	65箇所(13.8%)	168箇所(35.7%)

※箇所数は累積値

68

障害児通所支援の支援内容等のタイムスタディ調査結果

- ~ 令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」より ~
- 下表の調査票によるタイムスタディを実施。
 - ※ 全国児童発達支援協議会加盟事業所及び加盟事業所が所属する法人の事業所を対象に実施したもの(全国の事業所から無作為抽出して行ったものではない)。
- 〇 「『活動』の開始時刻、終了時刻記入欄」に記載された時間に基づき「活動内容」「個別活動」「職員のかかわり」「活動目的」 の各項目について、費やした時間を算出。
- 各項目において費やした時間を従属変数とし、事業所別、年齢層別、サービス別等のパラメータに基づき分類し、1日あたりの時間を算出。
- 1日あたりの各項目別の時間と、当該ケースにおける1日あたりの利用開始から終了までの時間を算出し、全体の利用時間 のうち当該項目に費やした時間が占める割合(構成比)について、各分類ごとに分析。
- さらに、上記分析結果に加え、各パターンごとの典型例について掲載。

	お	子様	ID	1	のおう	子様が実施し	った	:活	動	内容	学に	つ	しヽー	て記	已入	し	て・	< <i>t</i> .	ざさい
	利用開始時刻 ~ 利用終了時刻		送迎の有無		登園時						本日の利用状況								
		~					降園時												
	「活動」の開始時刻、終了時刻記入欄		活動 個別 職員の			活動目的							備考						
	1/0 3/1 0/17/11	-0 X1V	かく コーログリロロノく川州	内容	活動	かかわり	Α	В	С	D	Е	F	G	Н	1	J	K	L	h⊞., φ
		~																	
		~											_	_	_				
月 1		~											-	-	_				
		~											-	-	-				
8		~											_	-	_				
日(~											-	\dashv	\dashv				
		~											\dashv	\dashv	\dashv				
月)		~																	
		~																	
		~																	
		~																	
		~																	
		~																	
		~																	

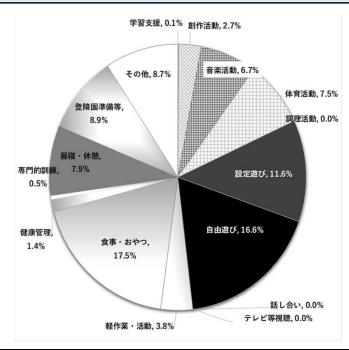
分析対象パターン及び該当人数

		全	体		児童発達支援 ※1					
年齢層	土		平	日	土	日	平日			
	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間		
0歳~3歳	0	19	193	317	0	0	31	115		
4歳~6歳	5	106	499	620	0	0	69	190		
	J	是童発達支	援センタ-	_	医療型児童発達支援					
年齢層	土	日	平	日	土	日	平日			
	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間		
0歳~3歳	0	0	125	123	0	0	35	48		
4歳~6歳	0	78	310	269	0	0	86	57		
年齢層	放課後等デイサービス			ζ						
7歳~9歳	22	19	13	302						
10歳~12歳	40	16	20	217						
13歳以上	45	19	11	187						

		全	体		児童発達支援					
年齢層	土	日	平	日	土	日	平日			
	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間		
0歳~3歳							児発-A	児発-C		
4歳~6歳							児発-B	児発-D		
		児童発達支	援センター		医療型児童発達支援					
年齢層	土日		平日		土	日	平日			
	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間		
0歳~3歳			児セ-A	児セ-C			医児-A	医児-C		
4歳~6歳		児セ-E	児セ-B	児セ-D			医児-B	医児-D		
年齢層	放課後等デイサービス									
7歳~9歳	放-A	放-C	※2 放-E	放-F						
10歳~12歳	лх-А	/JX-C	/JX-E	лх-г						
13歳以上	放-B	放-D	- ※3	放-G						

- ※1 なお、児童発達支援 事業所において4歳~6歳 の土日における長時間、 短時間のいずれの回答者 も0人であった点は留意が 必要である。本来的には 土日の利用は一定数いる と考えられる。
- ※2 調査対象期間は令和 2年1月18日(月)からであ り、通常の平日の放課 等デイサービスの利用が想定 午後からの利用が想定されるが、利用時刻が9時 とする回答が多かった。不 登校児童等への対応が計 とするで確認できなかった ため、参考例とした。
- ※3 パターンに該当する人数が11人と少数であり、中学生が下校する15時頃から4時間以上実施することはあまり想定されないため、対象から外した。

分類					
	1				
児童発達支援 一A	児童発達支援 センター				
医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス				
0歳~3歳	4歳~6歳				
し ルー の ルー の ルー の ルー の の の の の の の の の	4 成 ~ 0 成				
平日	土日				
長時間利用	短時間利用				



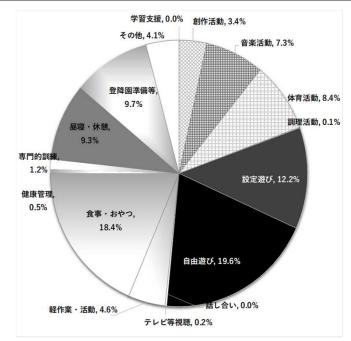
活動内容

9:00~9:30	
9:30~10:00	
10:00~10:30	
10:30~11:00	登降園準備等/自由遊び
11:00~11:30	自由遊び
11:30~12:00	自由遊び
12:00~12:30	自由遊び/食事・おやつ
12:30~13:00	食事・おやつ
13:00~13:30	食事・おやつ/設定遊び
13:30~14:00	設定遊び
14:00~14:30	設定遊び/その他
14:30~15:00	その他/登降園準備等
15:00~15:30	
15:30~16:00	
16:00~16:30	
16:30~17:00	
17:00~17:30	
17:30~18:00	
18:00~18:30	
18:30~19:00	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

典型例

児童発達支援	児童発達支援
一B	センター
医療型	放課後等
児童発達支援	デイサービス

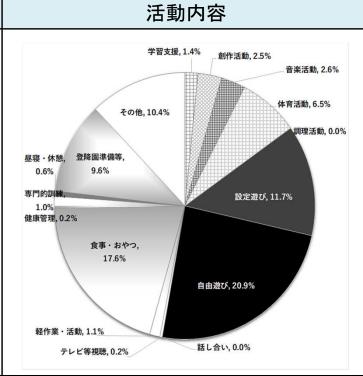
○歳~3歳	4歳~6歳
平日	土日
長時間利用	短時間利用
長時間利用	短時間利用



9:00~9:30	
9:30~10:00	
10:00~10:30	
10:30~11:00	登降園準備等/設定遊び
11:00~11:30	設定遊び
11:30~12:00	設定遊び
12:00~12:30	食事・おやつ
12:30~13:00	食事・おやつ
13:00~13:30	自由遊び
13:30~14:00	自由遊び
14:00~14:30	自由遊び
14:30~15:00	自由遊び
15:00~15:30	自由遊び/登降園準備等
15:30~16:00	
16:00~16:30	
16:30~17:00	
17:00~17:30	
17:30~18:00	
18:00~18:30	
18:30~19:00	

分類		活動内容	典型例	
		学習支援, 1.2% 創作活動, 2.9%	9:00~9:30	
		その他, 3.9% 音楽活動, 3.6%	9:30~10:00 登降園準備等/自由遊び 10:00~10:30 自由遊び	
児童発達支援	児童発達支援		10:00~10:30自由遊び10:30~11:00自由遊び/設定遊び	
-C	センター	体育活動, 8.9%	11:00~11:30 設定遊び/食事・おやつ	
_0	レンダー	登降園準備等。 期理活動, 0.2%	11:30~12:00 食事・おやつ/登降園準備等	
		専門的訓練, 19.4% 0.0%	12:00~12:30	
	七斤三田公公生	0.0%	12:30~13:00	
医療型	放課後等		13:00~13:30	
児童発達支援	デイサービス	昼寝・休憩,	13:30~14:00	
		1.6% 設定遊び, 17.3%	14:00~14:30	
		No de hate you at Fall	14:30~15:00	
0歳~3歳	4歳~6歳	健康管理, 2.5% 食事・おやつ,	15:00~15:30	
		13.1%	15:30~16:00	
₩ 🗆	+ -	自由遊び, 20.6%	16:00~16:30	
平日	土日	HII 20, 20,0%	16:30~17:00	
		軽作業・活動,0.3%	17:00~17:30	
長時間利用	短時間利用	在F来,归期, 0.3 /6	17:30~18:00	
		テレビ等視聴, 0.0% 話し合い, 0.5%	18:00~18:30	
			18:30~19:00	
		学習支援, 2.1%	9:00~9:30	
		音楽活動, 1.5%	9:30~10:00	
		その他, 2.7%	10:00~10:30	
児童発達支援	児童発達支援		10:30~11:00	
-D	センター	昼寝・休憩, 0.8% 登降園準備等, 体育活動,7.7% 調理活動,0.0%	11:00~11:30	
			11:30~12:00	
		18.1%	12:00~12:30	
医療型	放課後等	専門的訓練, 0.3%	12:30~13:00	
			13:00~13:30	
児童発達支援	デイサービス	健康管理, 1.5%	13:30~14:00	
		設定遊び,19.1%	14:00~14:30	
		食事・おやつ、 13.7%	14:30~15:00	
○歳~3歳	4歳~6歳		15:00~15:30 登降園準備等/自由遊び	
1974 - 1974	7,00		15:30~16:00 自由遊び 16:00~16:30 自由遊び/食事・おやつ	
		自由遊び,23.2%	16:00~16:30 自田遊び/食事・おやつ 16:30~17:00 食事・おやつ/設定遊び	
<u> </u>	T H			
平日	土日	怒作業, 活動 0.6%		
		軽作業・活動, 0.6%	17:00~17:30 設定遊び/登降園準備等	
平日 長時間利用	短時間利用	軽作業・活動, 0.6% テレビ等視聴, 0.2% 話し合い, 0.5%		

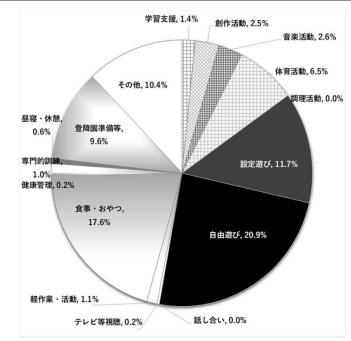
分類		
児童発達支援	児童発達支援 センター ーA	
医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	
a the a the		
0歳~3歳	4歳~6歳	
平日	土日	
長時間利用	短時間利用	



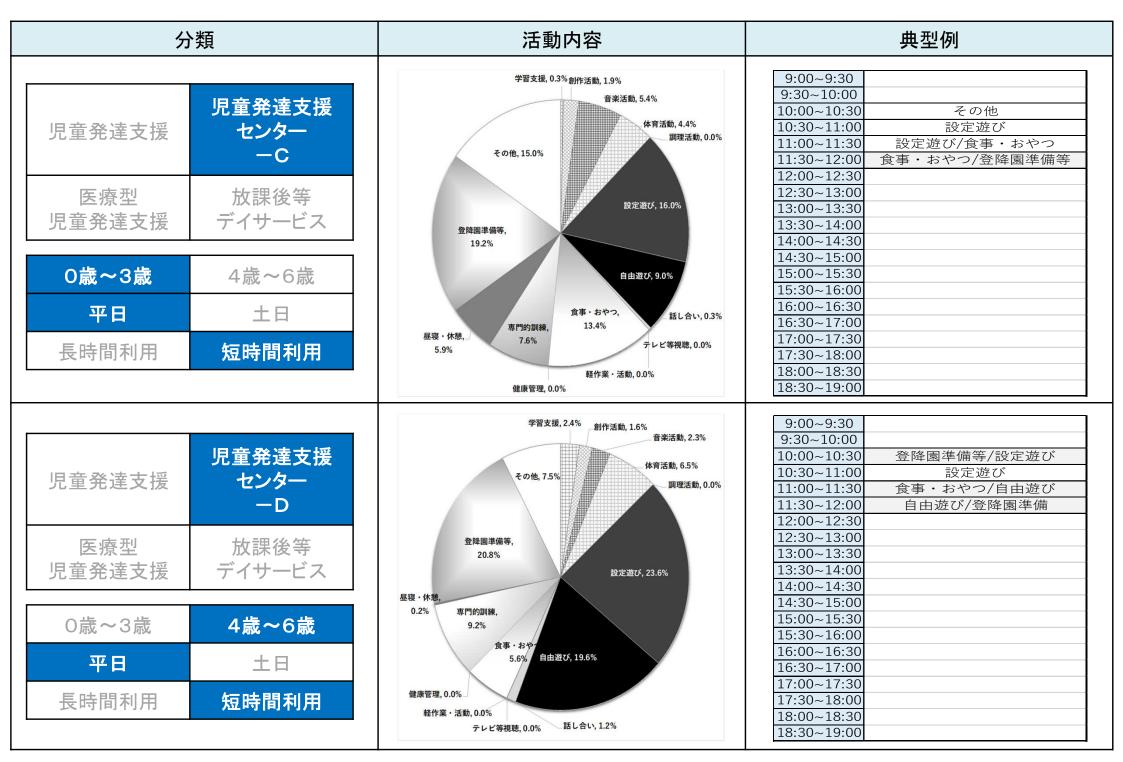
9:00~9:30	
9:30~10:00	
10:00~10:30	
10:30~11:00	登降園準備等/設定遊び
11:00~11:30	設定遊び
11:30~12:00	自由遊び
12:00~12:30	食事・おやつ
12:30~13:00	食事・おやつ
13:00~13:30	自由遊び
13:30~14:00	自由遊び
14:00~14:30	設定遊び
14:30~15:00	設定遊び
15:00~15:30	設定遊び/登降園準備等
15:30~16:00	
16:00~16:30	
16:30~17:00	
17:00~17:30	
17:30~18:00	
18:00~18:30	
18:30~19:00	

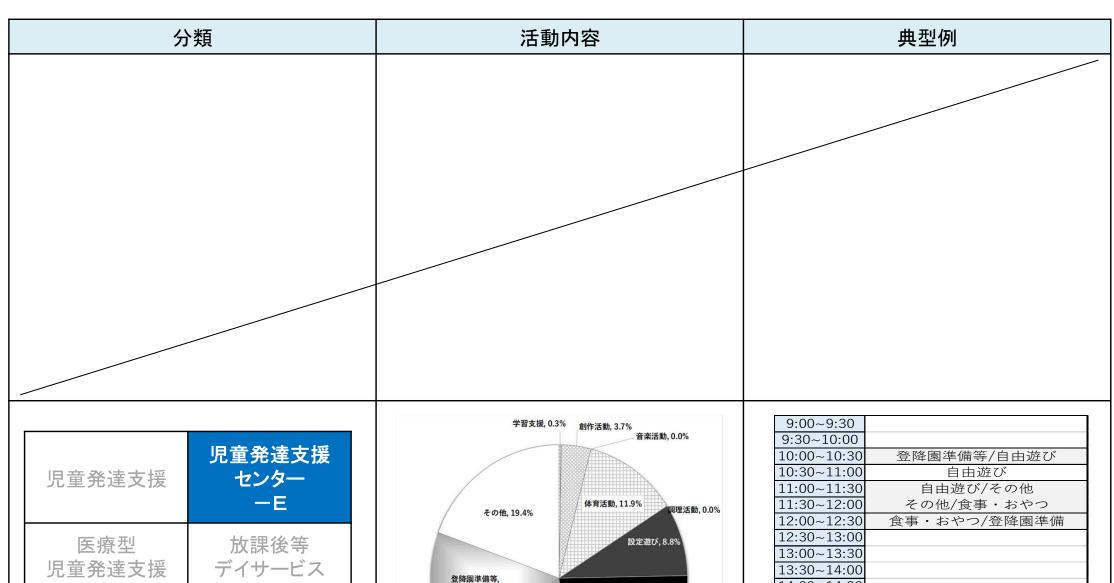
典型例

児童発達支援 センター ーB
放課後等 デイサービス
4歳~6歳
土日
短時間利用

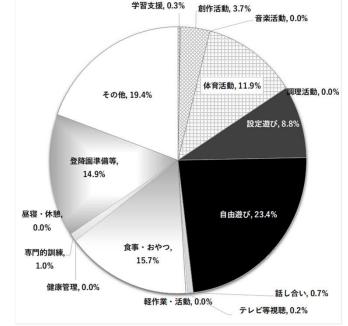


9:00~9:30	
9:30~10:00	
10:00~10:30	
10:30~11:00	登降園準備等/自由遊び
11:00~11:30	自由遊び
11:30~12:00	自由遊び
12:00~12:30	自由遊び/食事・おやつ
12:30~13:00	食事・おやつ等
13:00~13:30	食事・おやつ等/その他
13:30~14:00	その他
14:00~14:30	その他/設定遊び
14:30~15:00	設定遊び
15:00~15:30	設定遊び/登降園準備等
15:30~16:00	
16:00~16:30	
16:30~17:00	
17:00~17:30	
17:30~18:00	
18:00~18:30	
18:30~19:00	



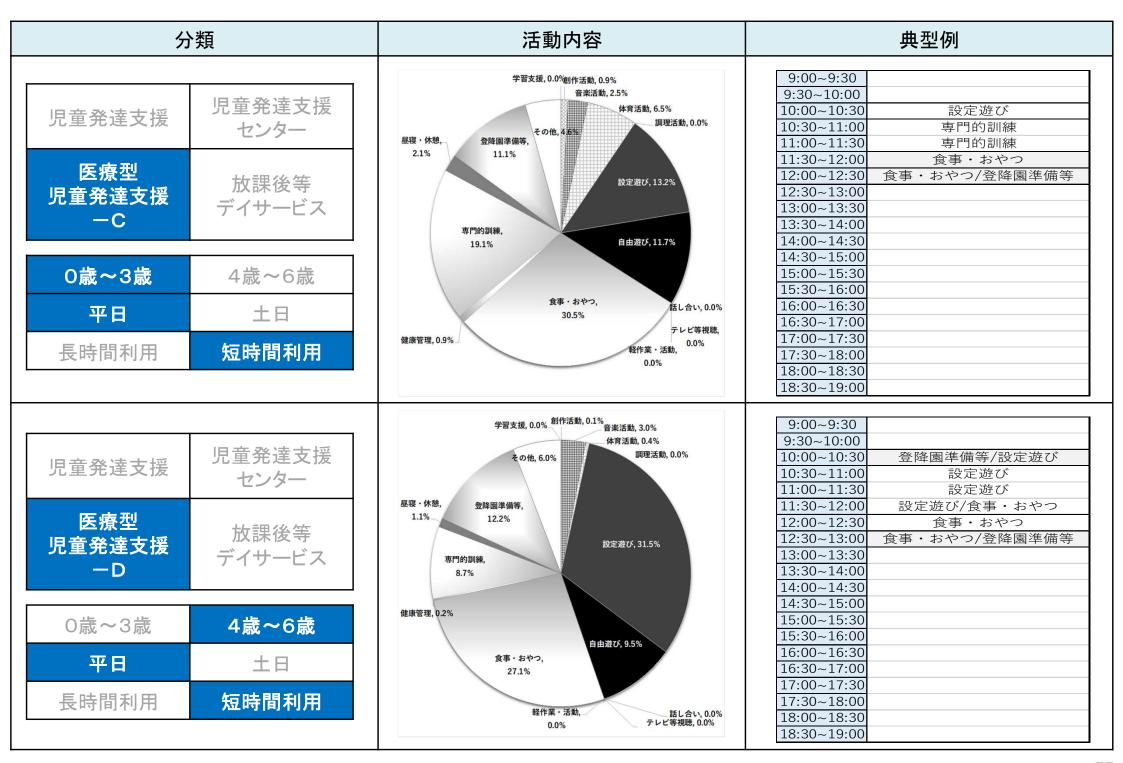


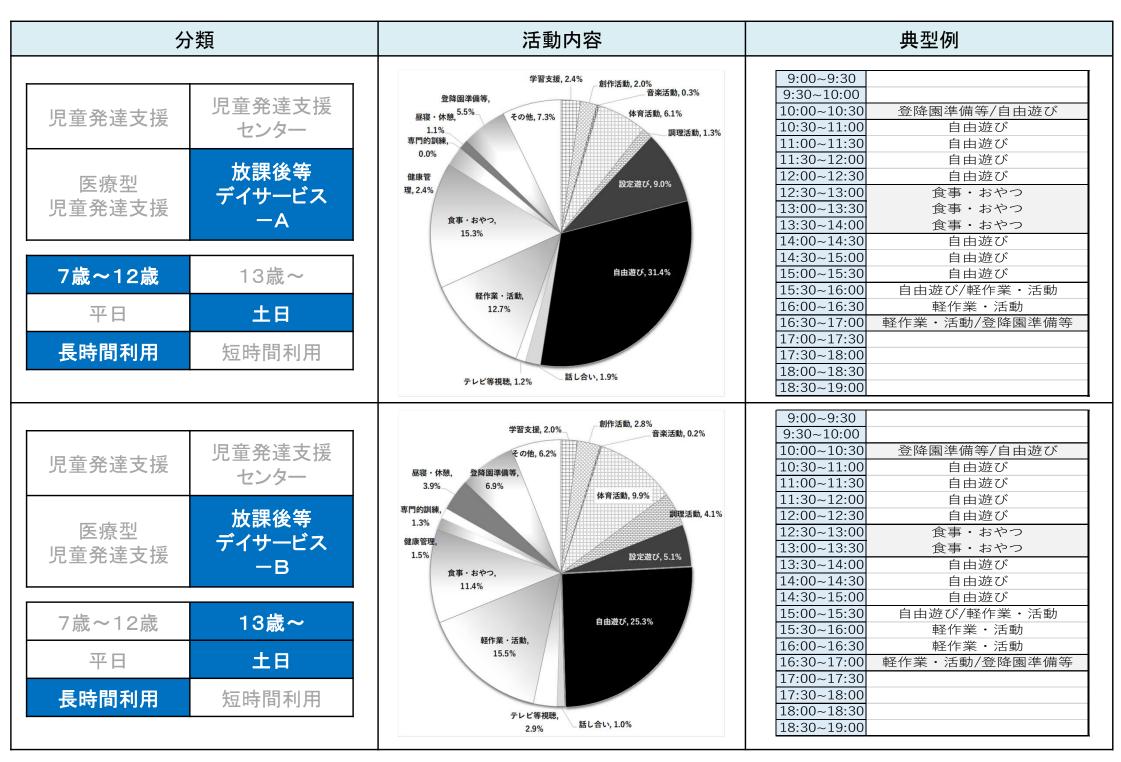
テイサービス
4歳~6歳
土日
短時間利用

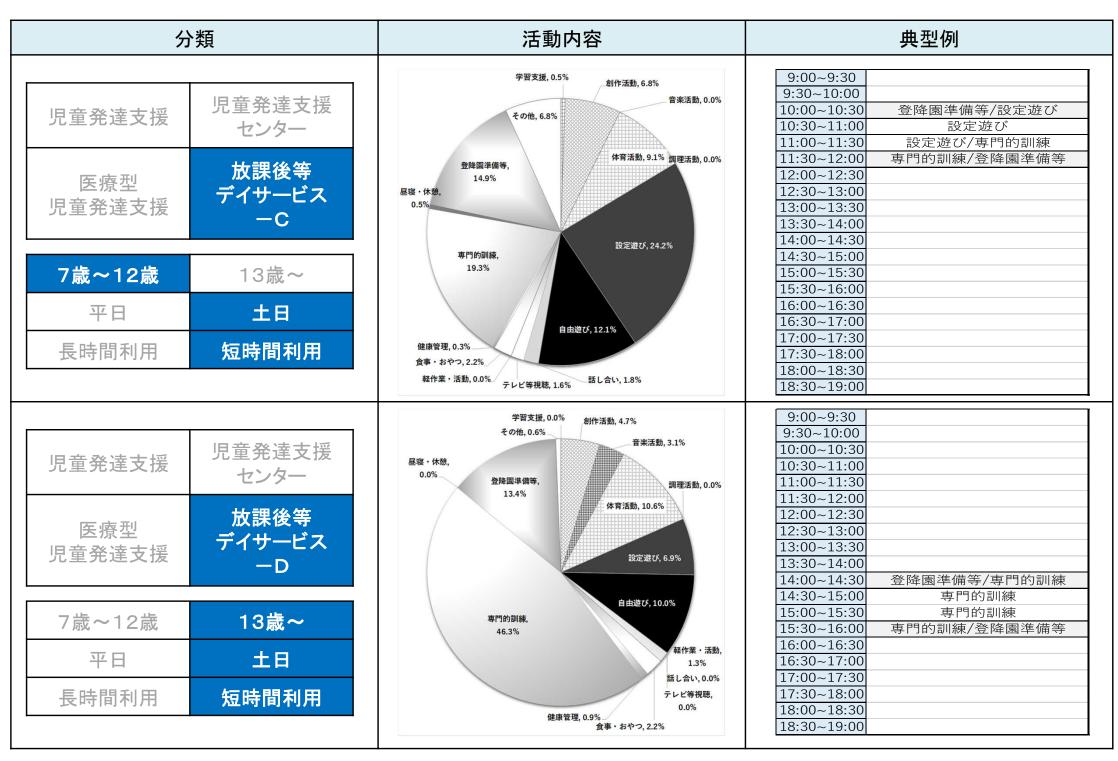


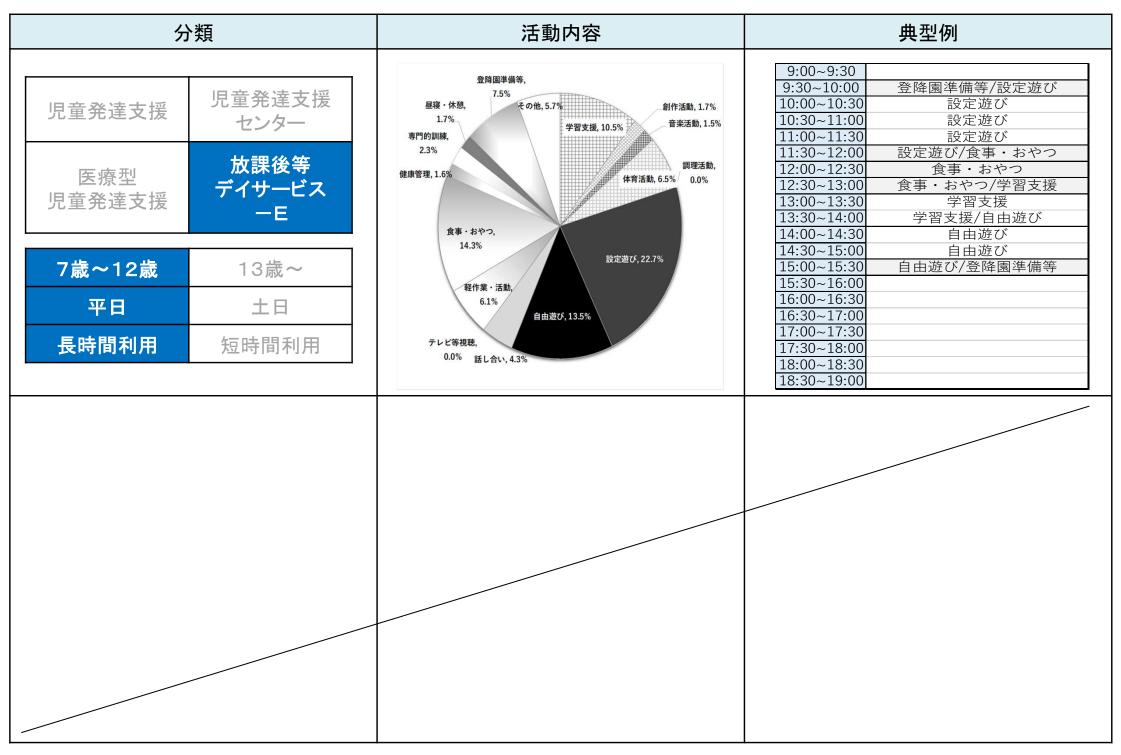
9:00~9:30	
9:30~10:00	
10:00~10:30	登降園準備等/自由遊び
10:30~11:00	自由遊び
11:00~11:30	自由遊び/その他
11:30~12:00	その他/食事・おやつ
12:00~12:30	食事・おやつ/登降園準備
12:30~13:00	
13:00~13:30	
13:30~14:00	
14:00~14:30	
14:30~15:00	
15:00~15:30	
15:30~16:00	
16:00~16:30	
16:30~17:00	
17:00~17:30	
17:30~18:00	
18:00~18:30	
18:30~19:00	

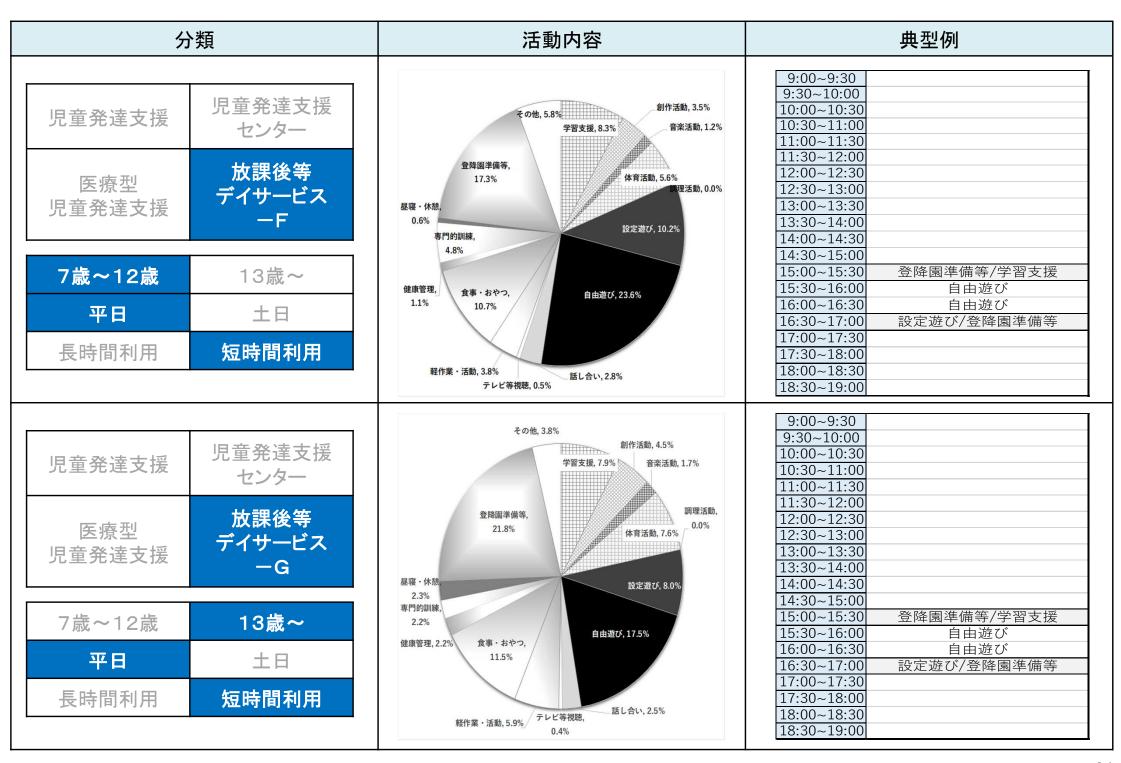
分	類	活動内容	典型例
		学習支援, 0.0% 創作活動, 1.7% 音楽活動, 3.6%	9:00~9:30 9:30~10:00
児童発達支援	児童発達支援センター	本育活動, 0.4% 調理活動, 0.0%	9:30~10:00登降園準備等/設定遊び10:00~10:30設定遊び10:30~11:00設定遊び/専門的訓練
□ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		登降園準備等, 6.5%	11:00~11:30専門的訓練11:30~12:00専門的訓練/食事・おやつ12:00~12:30食事・おやつ等
児童発達支援 一A	放課後等 デイサービス	設定遊び, 11.6% 昼寝・休憩,	12:30~13:00食事・おやつ等/昼寝・休息13:00~13:30昼寝・休息13:30~14:00昼寝・休息
O歳~3歳	4歳~6歳	自由遊び, 9.1%	14:00~14:30昼寝・休息/自由遊び14:30~15:00自由遊び15:00~15:30自由遊び/登降園準備等15:30~16:00
平日	土日	食事・おやつ, 15.4% 話し合い,0.0%	16:00~16:30 16:30~17:00
長時間利用	短時間利用	専門的訓練, 9.5% ショウ を では できます。 を では できます。 を できまする。 を できます。 を できます。 を できまする。 を できまなる。 を できまなる。 を できまなる。 を できる。 を でる。	17:00~17:30 17:30~18:00 18:00~18:30
		健康管理, 0.5% 学習支援, 0.0% 創作活動, 0.9% 音楽活動, 1.3%	9:00~9:30
児童発達支援	児童発達支援センター	音楽活動, 1.3% 体育活動, 0.8% 調理活動, 0.0% その他, 7.6%	9:30~10:0010:00~10:30登降園準備等/設定遊び10:30~11:00設定遊び11:00~11:30設定遊び
医療型 児童発達支援 一B	放課後等 デイサービス	5.9% 設定遊び, 15.8% 昼寝・休憩, 10.0%	12:00~12:30食事・おやつ12:30~13:00食事・おやつ/昼寝・休息13:00~13:30昼寝・休息13:30~14:00専門的訓練
○歳~3歳	4歳~6歳	専門的訓練,	14:00~14:30 専門的訓練/自由遊び 14:30~15:00 自由遊び 15:00~15:30 自由遊び/登降園準備等 15:30~16:00 100
平日 長時間利用	土日 短時間利用	食事・おやつ, 18.1% 話し合い, 0.0% デレヒ等視聴, 0.0%	16:00~16:30 16:30~17:00 17:00~17:30 17:30~18:00
- Keyleldayi	V자 H가 [타] 시기 / [1]	健康管理, 0.0% 0.5%	18:00~18:30 18:30~19:00











第5回(R3.8.27)

資料4

障害児通所支援の給付決定の現状と課題について

【現状】

- 障害児通所支援の給付決定は、市町村が、<u>障害児の「障害の種類及び程度その他の心身の状態」等の9つの勘案事項(次ページ参照)及び障害児支援利用計画(サービス等利用計画)案を勘案</u>し、給付の要否、<u>支給量(月の利用日数の上限)</u> 及び有効期間について決定することとしている。
- これらの勘案事項は、障害児又はその保護者への聴き取りにより行われることを基本とし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者(家族や事業所の職員)からの聴き取り等を行うこととしている。
- 障害の種類及び程度の把握に当たり、障害者であれば障害支援区分認定が行われるところ、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳幼児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、5領域11項目の調査を行ってきた。
- 〇 サービス等利用計画案の作成は、障害児相談支援事業が身近にない場合や保護者の希望により、障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案(以下「セルフプラン」という。)の提出も可能としている。
- 給付決定は、サービスの利用の可否と支給量を定めるが、利用する事業所の選択は給付決定を受けた障害児及び保護者が行う(必要に応じて障害児相談支援事業所の助言を受ける)こととしており、現状、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて提供される支援内容は様々なものがあるところ、障害児に必要な発達支援と、利用する発達支援のコーディネートが十分にされない場合もあり得る。
- 居宅訪問型児童発達支援の利用については、その必要性を判断する上で、セルフプランではなく、障害児相談支援事業所がサービス等利用計画案を作ることとしている。

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について (平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋))

< 第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 >

① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。 このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

② 障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

- ③ 障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- ④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- ⑤ 障害児に関する介護給付費等の受給の状況
- ⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、通所給付決定により当該障害児が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、通所給付決定を行う。

また、支給の要否や支給量については、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の観点から地域における保育所等の一般施策での受入体制等も踏まえた上で、通所給付決定を行う。

⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、通所による支援が適当か判断することを想定している。

⑧ 障害児の置かれている環境

障害児通所支援を利用するにあたって、当該障害児が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

障害児通所給付費等の通所給付決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該障害児通所支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害児の保護者からの利用予定事業者を聴き取るほか、障害児の保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について (平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋)) < 別表 5領域11項目の調査の調査項目 >

	項目	区分	判断基準	
1	食事	·全介助 ·一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	
2	排せつ	·全介助 ·一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
3	入浴	·全介助 ·一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
4	移動	·全介助 ·一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
			調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	
(5)	行動障害 および精 神症状	・ほぼ毎日(週5 日以上の)支 援や配慮等が 必要 ・週に1回以上 の支援や配慮 等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7)学習障害のため、読み書きが困難	

- 平成27年度には、放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例等があるとの指摘を踏まえ、給付決定 に当たって以下の留意事項を示している。
- <障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について(平成28年3月7日障害保健福祉部長通知)>
- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。
- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。支給量は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には給付決定前にその支援の必要性(支援の内容とそれに要する時間等)について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。
- ③ 障害児についても、<u>保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努める</u>こと。
- 財務省の令和3年度予算執行調査(令和3年6月29日公表)では、
 - ・ 放課後等デイサービスの決定支給量が23日である利用者が4割超となっていること(※1)
 - ・ 市町村毎の<u>平均決定支給量について、市町村別に大きなバラツキ</u>があること (※2) が指摘されている。

(※1)決定支給量別の利用者の分布

・児童発達支援(n:延べ95,394人) 5日:20,3% 10日:15.9% 15日:8.8% 20日:3.0% 23日:26.6% 25日:3.0% 放課後等デイサービス(n:延べ193.379人) 5日:6.3% 10日:9.0% 15日:9.4% 20日:6.0% 23日:42.7% 25日:5.4%

(※2) 平均決定支給量別の市町村の分布 (n:471箇所)

・児童発達支援 5日以下: 3.8% 5日超10日以下: 26.1% 10日超15日以下: 33.3% 15日超20日以下: 24.8% 20日超: 11.9% 放課後等デイサービス 5日以下: 0.4% 5日超10日以下: 2.3% 10日超15日以下: 16.4% 15日超20日以下: 43.5% 20日超: 37.4%

○ 令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」では、放課後等デイサービスの給付決定に当たっての基準の作成状況を把握したところ、明文化した基準を作成した自治体は37%であった(ただし、どのような基準を設けているかは明らかではなく、障害児の状態等に応じて支給量を定めているとは限らない)。

【論点】

- 給付決定に当たり、5領域11項目の調査で把握できることは、介助の有無や行動障害及び精神症状の頻度のみであり、障害児にどのような発達支援が必要かの判定が十分とは言えないところ、障害児に必要とされる発達支援の内容等について把握していくことについてどう考えるか。また、どのような支援を受けることが適当かを判断していく上で、どのようなことを把握していくことが、適当と考えられるか。
- 第4回までの議論のとおり児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援内容等について整理を行った上で、いわゆる「特定プログラム特化型」の支援のような専門的な支援について、居宅訪問型児童発達支援のように、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が必要性を判断することについて、どう考えるか。また、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が地域に無い場合、その必要性等をどのように判断することが考えられるか。
- 障害児の発達支援の必要性や、その量の判断についてのバラツキを解消するために、どのような方策が考えられるか。
- 上記の論点については、以下の調査研究の結果も踏まえて検討を深めていくべきではないか。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業) 児童発達支援・放課後等デイサービスに現在用いられている加算の該当を判定する5領域11項目等の指標について、障害児に対する介助度 等が判定要素のため、子どもの出来ない点に着目せざるを得ないという指摘もあるため、乳幼児期・学童期にそれぞれに適しかつ発達支援の必 要要素を総合的に判定できる指標、また、自治体で判定する際において理解しやすく、バラツキの少ない指標の作成が必要であることから、新た な指標案について作成する。
- 地方自治体における支給決定事務に関する実態調査(令和3年度障害者総合福祉推進事業)
 放課後等デイサービスの給付決定について、自治体間の支給量のバラツキが生じていることなどを踏まえ、勘案事項がどのように勘案されているかや、どのような事項が給付決定に特に影響しているのか等について調査・分析を行う。

障害児通所支援の在り方に関する検討会 第5回(R3.8.27) 参考資料4(抜粋)

関連資料

インクルージョンの推進関連資料

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現 状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、地方交付税により措置
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、400億 円程度から880億円程度に拡充
- ・ 包括算定経費(人口より算定)と個別算定経費(保育所在籍児童数より 算定)により交付していたものを、個別算定方式に一本化し、算定方法を受 入障害児数による算定に変更

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分



<H30改善点>

H29:400億円程度

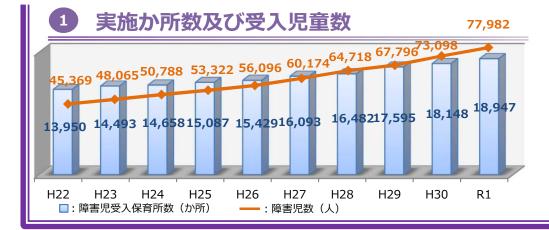
包括算定 (人口算定)

個別算定 (保育所在籍児童数算定) H30:880億円程度

個別算定

(障害児数算定)

2. 現 状



2 障害児保育担当職員数 (R2.3.31時点)

単位:人

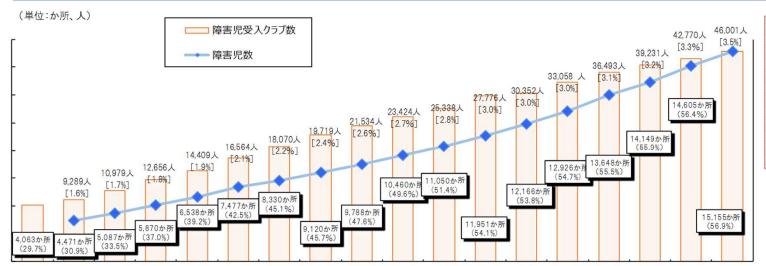
合計 :		
	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数(常勤換算していないもの)

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- **障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、年々、着実に増加**。※令和2年7月現在 15,155クラブ、46,001人
- 令和2年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.7倍・障害児数が約5.0倍に増加**。



平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成28年 平成30年 令和元年 令和2年

【「障害児」の対象】

○「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する 児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又 は、手帳等を所持していない場合であっても、 医師、児童相談所、発達障害者支援センター等 公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の 障害を有していると認められる児童」とし、市 町村には柔軟な対応を求めている。

(注1)5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) (厚生労働省調)

(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、

「] 内は全登録児童数に占める割合

(注3) クラブ数は平成15年から、 障害児数は平成16年から調査

【障害児の受け入れ推進のための国の補助】

<運営費>

- 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、<u>専門</u>的知識等を有する支援員等を配置するために必要な経費を、上乗せ補助している。
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額):1,956千円(令和3年度予算)
- 障害児3人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な 経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入強化推進事業】
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額):1,956千円(令和3年度予算)
- 医療的ケア児を受け入れるクラブには、看護職員を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入強化推進事業】
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額):4,029千円(令和3年度予算)
- 障害児を受け入れるために必要な<u>バリアフリー等の改修経費についても補助</u>。
 - ※ 補助額:1,000千円(令和3年度予算)

[障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃 [障害児2人以上→1人以上]

平成20年度 ・1 クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増 687千円→1.421千円

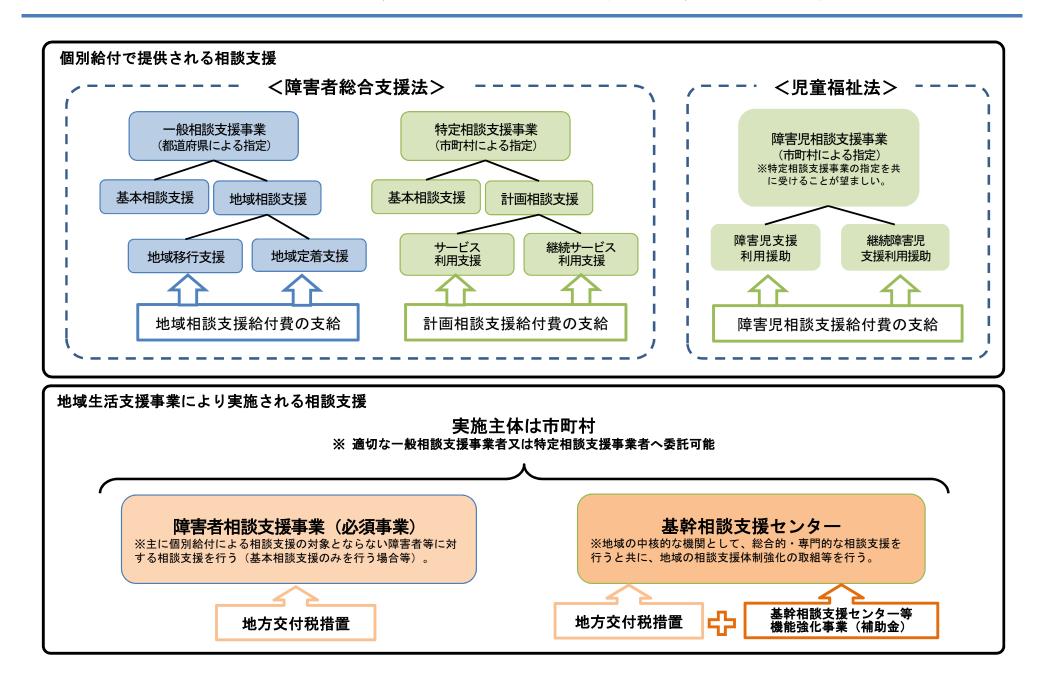
平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設

平成29年度 · 障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和 [障害児5人以上→3人以上]

・医療的ケア児受入のための看護職員の配置

障害児通所支援の給付決定関連資料

障害者総合支援法における相談支援事業の体系



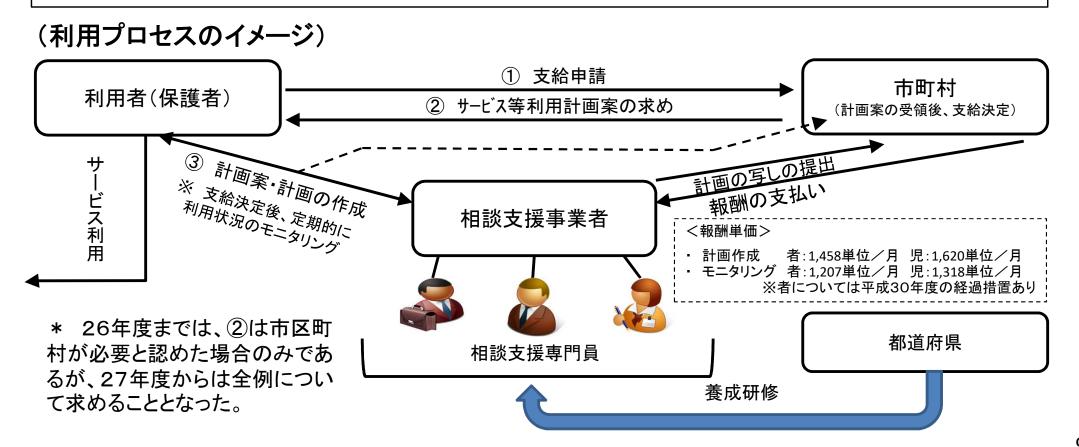
現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) 地域の相談支援体制強化の取組 地域の相談事業者への専門的な助言等 人材育成 地域の相談機関との連携強化 事例の検証 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託) 	■1,741市町村中 650市町村(H30.4)37% 687市町村(H31.4)39% 778市町村(R2.4)45% ※箇所数は946ヶ所(R2.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 	■全部又は一部を委託 1,579市町村(91%) ■単独市町村で実施 1,040市町村(60%) ※R2.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	 基本相談支援 計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり 	■ 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4)★ 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支 援従事者(兼務可)、う ち1以上は相談支援専 門員、管理者	基本相談支援地域相談支援等地域移行支援地域定着支援	■ 3,397ヶ所 (H30.4) 3,377ヶ所 (H31.4) 3,551ヶ所 (R2.4)

[★]うち、障害児相談支援の指定を受けている事業所数: 7,463ヶ所(70.9%)

計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

- 〇 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。(※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」)
 - ※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行(平成24年4月)により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が 必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。
 - ※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修 了を義務づけている。



支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

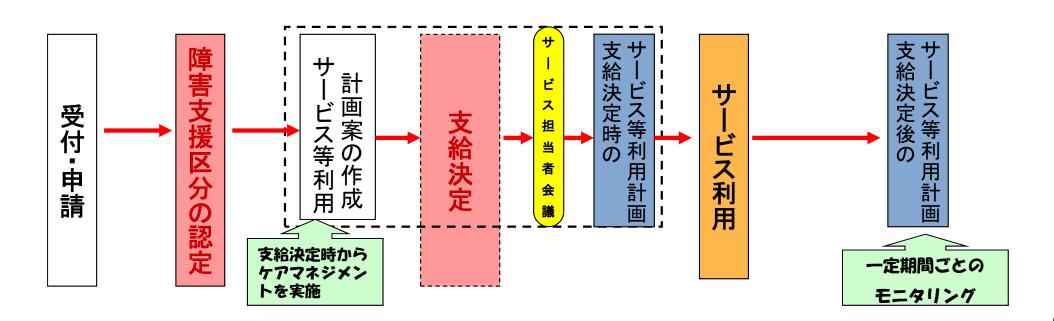
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

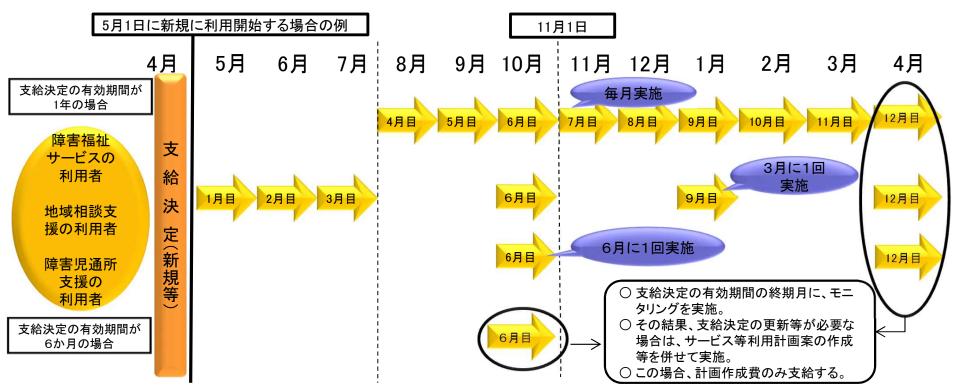
障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)

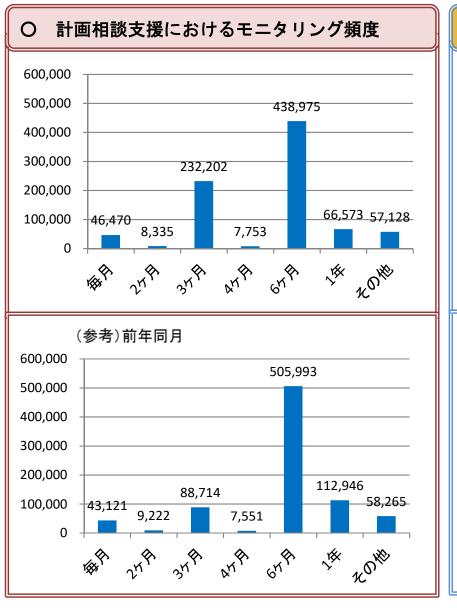


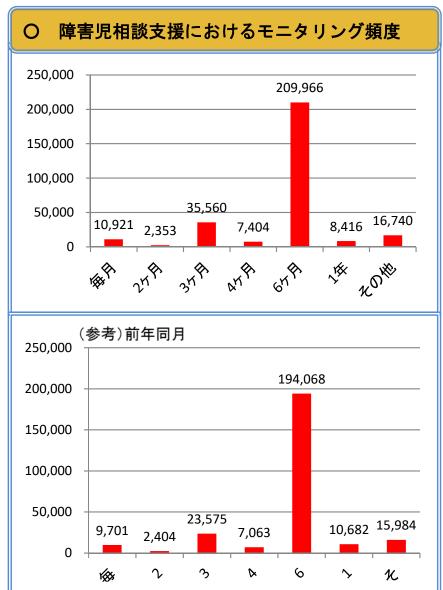
モニタリングの実施標準期間と実施イメージ

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1月間
③就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3月間
④居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練の利用者	3月間
⑤生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6月間 <u>※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを</u> <u>受けていない者は3月間</u>
⑥障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援の利用者	6月間



計画相談支援 モニタリング頻度(実数) (R2.3:厚生労働省調べ)





障害児通所支援の制度概要等

児童発達支援について

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう おそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

≪サービス内容≫

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

- ≪事業の担い手≫
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条) 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児や その家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所 もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

- 〇身近な地域における通所支援
 - ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身 障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家 族に対する支援

≪児童発達支援センター≫

- 〇左の機能に加え、地域支援を実施
- 〇主な人員配置
 - 児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ·児童指導員 1人以上 ·保育士1人以上
 - ·児童発達支援管理責任者 1人以上

≪児童発達支援センター以外≫

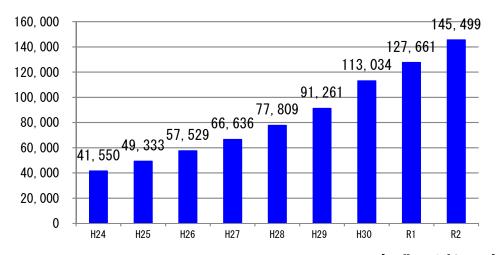
- 〇主な人員配置
 - ・児童指導員又は保育士 又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
 - •児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援の現状

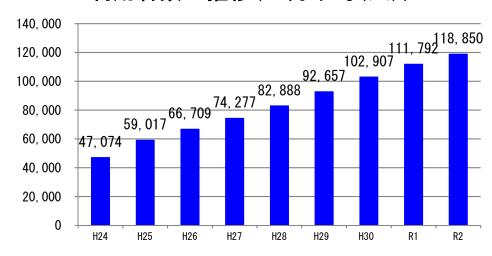
【児童発達支援の現状】

- 〇 令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、障害児 支援全体の総費用額の26.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

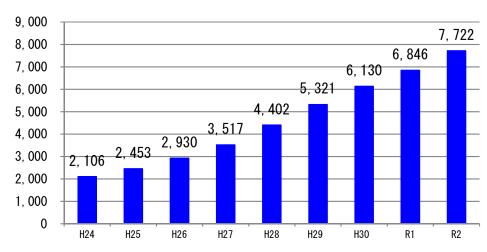
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))

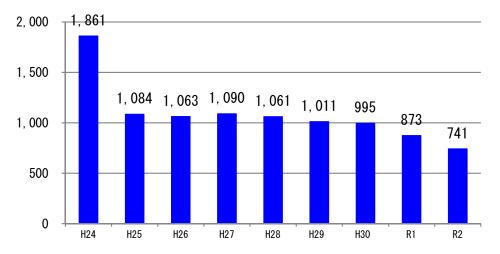


医療型児童発達支援の現状

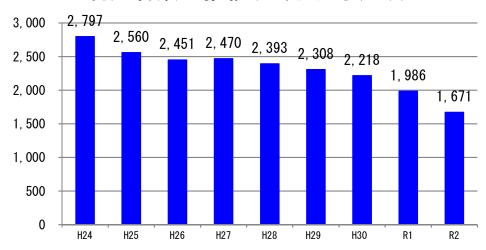
【医療型児童発達支援の現状】

- 〇 令和2年度の費用額は約7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、障害児支援全体の総費用額の0.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

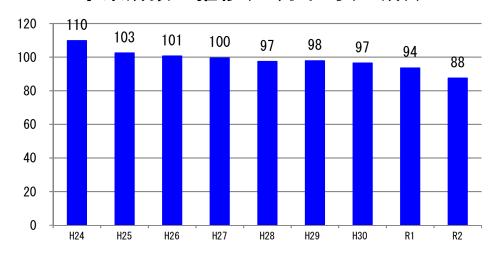
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



放課後等デイサービスについて

○ 事業の概要

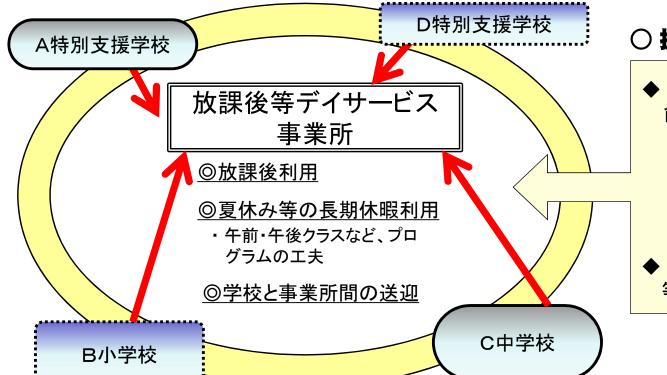
学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 (*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

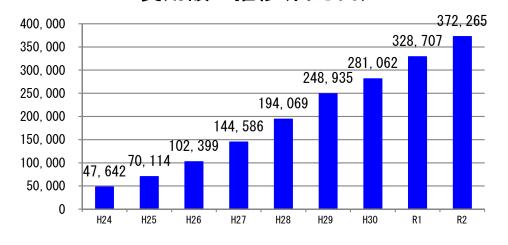
- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活 能力の向上のために必要な訓練、社会との交 流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - 4)余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの現状

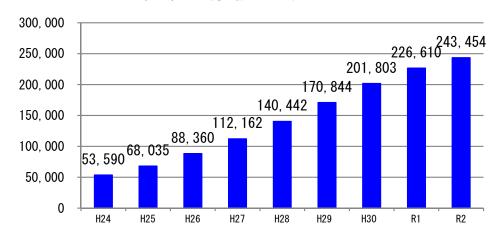
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和2年度の費用額は約3,723億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.6%、障害 児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 〇 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和2年度の総費用額の伸びは、児童発達支援が3.5倍に対して放課後等デイサービスは7.8倍)。

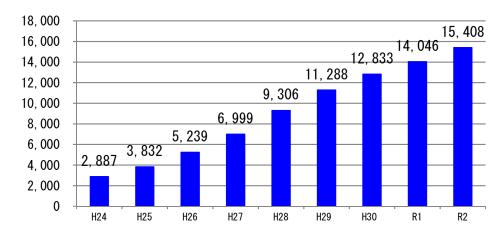
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



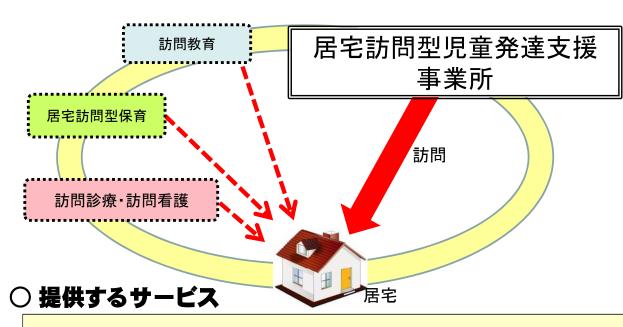
居宅訪問型児童発達支援について

○事業の概要

• 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

○ 対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために 外出することが著しく困難な障害児



◆対象となる障害児の例

- 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- ・人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むため に医療を要する児
- ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児
 等
- (※)単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須

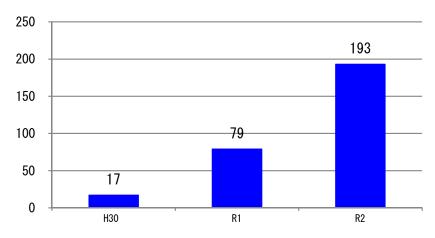
- ◆ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。 【具体的な支援内容の例】
 - 手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

居宅訪問型児童発達支援の現状

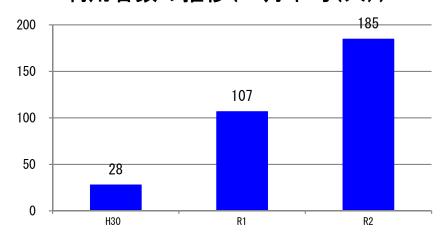
【居宅訪問型児童発達支援の現状】

- 〇 平成30年度の新制度開始時に新規事業として創設。
- 〇 令和2年度の費用額は約1.9億円であり、障害児支援全体の総費用額の0.04%。

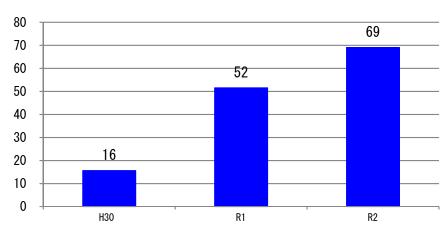
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



保育所等訪問支援について

○事業の概要

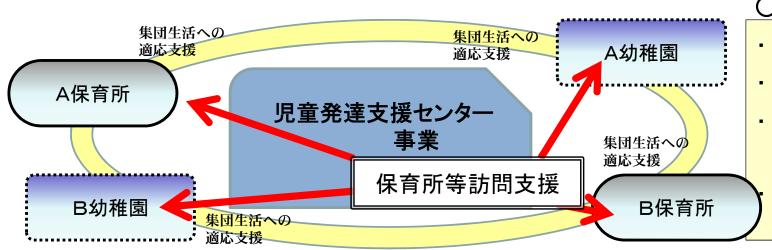
• 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- *「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- *発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○訪問先の範囲

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- (H30より追加)乳児院、児童養護施設

その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

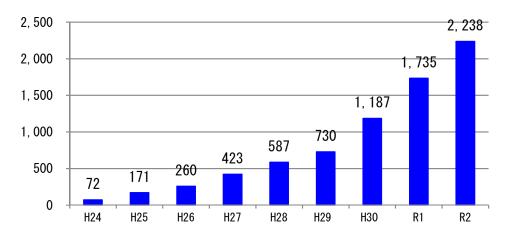
- - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が 必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援の現状

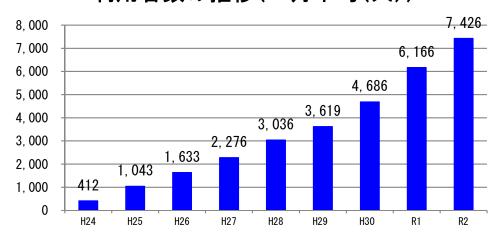
【保育所等訪問支援の現状】

- 〇 令和2年度の費用額は約22億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.08%、障害児支援全体の総費用額の0.4%を占めている。
- 〇 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))

